

令和8年2月

城南衛生管理組合議会議定例会

会 議 録

第1号

(2月9日)

# 令和8年2月城南衛生管理組合議会定例会会議録

令和8年2月9日

午前10時 開議

## 1 出席議員

大野裕美	議員
鷹野雅生	議員
田邊晴美	議員
中村正公	議員
上野雅央	議員
山本精	議員
岡田久雄	議員
谷田健治	議員
澤田扶美子	議員
田中智之	議員
並木英仁	議員
本城隆志	議員
岩田芳一	議員
田井稔	議員
稲吉道夫	議員
坂本優子	議員
関谷智子	議員
西川友康	議員
西川康史	議員
藤田智晴	議員
堀明人	議員
松峯茂	議員

## 2 説明のため出席した者

松村淳子	管理者
村田正明	副管理者
川田翔子	副管理者
信貴康孝	副管理者
勝谷聡一	副管理者
脇本和弘	副町長
野村賢治	専任副管理者
山本晃治	総務部長
川島修啓	施設部長
橋本哲也	総務部次長

池 本 篤 史	施設部次長
山 内 皇太郎	施設部次長
馬 淵 武 志	総務課長
別 所 尚 紀	広報協働課長
川 戸 辰 也	施設課長
長 野 満佐志	施設課担当課長
山 田 貴 士	業務課長
角 田 賢 祐	グリーンヒル三郷山所長

### 3 職務のため議場に出席した職員

親 見 善 人	書記
北 田 玲	書記

### 4 議事日程

日程第 1	諸報告について
日程第 2	会議録署名議員の指名について
日程第 3	会期の決定について
日程第 4	議案第 1 号 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 5	議案第 2 号 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 6	議案第 3 号 令和 7 年度城南衛生管理組合一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 7	議案第 4 号 令和 8 年度城南衛生管理組合一般会計予算
日程第 8	休会について

### 5 会議に付議した事件

日程第 1～日程第 8

午前 10 時 04 分 開会

○堀 明人議長 会議前の連絡事項についてご報告を申し上げます。

西島副管理者より欠席の届けが出ておりまして、代理で脇本副町長がご出席をされておられますのでご報告を申し上げます。

ただ今の出席議員数は 22 人全員であります。既に定足数に達しておりますので、2 月定例会は成立いたしました。

これより令和 8 年 2 月城南衛生管理組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 諸報告について

○堀 明人議長 日程第1、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました定期監査結果1件及び例月出納検査結果3件につきましては、その写しを配付しておりますので、ご覧おきます。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○堀 明人議長 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長において、大野裕美議員、西川康史議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○堀 明人議長 次に、日程第3、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から3月27日までの47日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○堀 明人議長 ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は47日間と決定いたしました。

日程第4 議案第1号 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○堀 明人議長 次に、日程第4、議案第1号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者（登壇） おはようございます。

本日ここに、令和8年2月城南衛生管理組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、お忙しい中、また、足元が大変お悪い中、ご参集を賜りまして厚く御礼の方、申し上げます。

それでは、ただ今議題となりました議案第1号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

議案第1号の参考資料をご覧ください。

本案は、当組合職員の給与について、令和7年の国家公務員の給与等に関する人事院勧告の内容に準じて改正等を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、給与改定として1つ目には、給料表にございますが、

初任給を引き上げるほか、若年層に重点を置きつつ、その他の職員におきましても、令和7年4月1日に遡及して平均3.3%の引上げ改定を行うものでございます。

2つ目には、裏面の期末勤勉手当でございますが、支給月数を年間0.05月分引き上げることとし、年間合計では、これまでの4.60月から4.65月に引上げ改定するものでございます。また、再任用職員につきましても、期末勤勉手当の支給月数を年間0.05月分引き上げるものでございます。

なお、改正項目につきましては、職員団体との交渉を重ね、合意した内容となっております。よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○堀 明人議長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○堀 明人議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○堀 明人議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

議案第1号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○堀 明人議長 起立全員であります。

よって、議案第1号は可決されました。

日程第5 議案第2号 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する  
条例の一部を改正する条例を制定するについて

○堀 明人議長 次に、日程第5、議案第2号、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第2号、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

議案第2号の参考資料をご覧ください。

本案は、専任副管理者の給与を一般職員の給与改定に準じて改正するものでございます。

改正内容につきましては、期末手当の支給月数を年間0.05月分引き上げることとし、年間合計では、これまでの3.45月から3.50月に引上げ改定するものでございます。よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○堀 明人議長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○堀 明人議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○堀 明人議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

議案第2号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○堀 明人議長 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 令和7年度城南衛生管理組合一般会計補正予算  
(第2号)

○堀 明人議長 次に、日程第6、議案第3号、令和7年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第3号、令和7年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第2号)の提案理由のご説明を申し上げます。

議案第3号の参考資料をご覧ください。

補正予算第2号は、毎年度この時期に行っておりますが、歳入歳出の増減調整により市町分担金を精算するものであり、歳入では、ごみ処理手数料や資源化物売払収入など

の減のほか、令和6年度決算剰余金を追加計上しております。

一方、歳出では、事業の執行過程におけます入札等による契約金額の減などにより生じる年度末までの過不足分の調整を行うものでございます。

これらの増減調整の結果、構成市町の分担金につきましては1,419万9,000円の減額となっております。補正額は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,793万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億5,699万3,000円といたすものでございます。

次に、1枚目の歳入の主な補正内容でございますが、使用料及び手数料では、事業系ごみの搬入量の減少などにより4,286万4,000円を減額いたしております。

次に、財産収入では、資源化物売払収入の減収などにより930万4,000円を減額しております。

次に、繰入金でございますが、普通退職者がありましたことから、必要な額につきまして、財政調整基金から繰入れすることとしております。

次に、繰越金でございますが、令和6年度決算剰余金につきましては7,419万6,000円を計上いたしております。

次に、諸収入では、廃棄物発電収入の増収などにより3,120万5,000円を増額いたしております。

一方、歳出でございますが、主な補正予算の内訳といたしまして、1枚目の裏面、上から、人件費では、人事院勧告による給与改定や退職者に係ります不用額に伴う職員給与費の減などにより、差引き1,663万7,000円を増額いたしております。

次に、物件費では、各種委託料等の入札による契約金額の減等に伴いまして、合計2,489万8,000円を減額いたしております。

次に、普通建設事業費では、改修整備工事の契約金額の減など、193万5,000円を減額しております。

次に、公債費では、令和6年度に借入れいたしました一部事業債の金利上昇による追加のため、192万7,000円を増額しております。

最後に、積立金では、財政調整基金積立金として3,797万7,000円を計上いたしております。これは、地方自治法及び地方財政法の規定により、令和6年度決算剰余金の2分の1を下らない額を積み立てることとし、これに基金運用利子を合算しているところでございます。

以上の要因によりまして、歳出総額として2,793万4,000円を増額するものでございます。

分担金以外の歳入の増及び歳出の増によりまして、市町分担金につきましては、1枚目、歳入内訳最上段のとおり、総額1,419万9,000円を減額し、市町分担金負担割合の定めに基づきまして精算するものでございます。

なお、2枚目裏面の別表、令和7年度市町分担金負担率表でございますが、令和6年度の搬入量に修正がありましたことから、リサイクル処理経費の変動経費と固定経費及びリサイクルプラザ建設事業経費の分担率の補正を行い、調整を図っております。

以上が補正予算の主な内容でございますが、これらの内容を議案第3号として補正予算を編成いたしましたところでございます。よろしくご審議いただき、ご可決を賜ります

ようお願い申し上げます。

- 堀 明人議長 これより質疑を行います。  
質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 堀 明人議長 これにて質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。  
討論される方はいらっしゃいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 堀 明人議長 これにて討論を終結いたします。  
これより議案第3号を採決いたします。  
議案第3号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 堀 明人議長 起立全員であります。  
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第4号 令和8年度城南衛生管理組合一般会計予算

- 堀 明人議長 次に、日程第7、議案第4号、令和8年度城南衛生管理組合一般会計予算を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
松村管理者。

- 松村淳子管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第4号、令和8年度城南衛生管理組合一般会計予算の提案理由のご説明を申し上げます。

別冊の議案第4号の参考資料の概要をご覧ください。

令和8年度の予算を編成するに当たりましては、表紙と目次をめぐっていただきまして、1ページに記載いたしておりますとおり、組合運営の基本方針でございます「安心安全な工場運営」、「住民感覚に沿った行財政改革」、「循環型社会の構築に向けた事業の推進」の3つの基本方針の下、クリーン21長谷山長寿命化事業といった大型事業に継続して取り組むことといたしております。

また、広域行政のスケールメリットを発揮し、市町と連携・協同してプラスチック一括回収を開始するなど、7つの取組施策を中心に事業を進めることといたしており、これに必要な予算を計上いたしたところでございます。

令和8年度歳入歳出の予算総額は、それぞれ6億2,333万4,000円で、前年度比較で4億8,392万2,000円、7.2%の減少となっております。また、主要な財源でございます市町分担金は3億8,267万7,000円で、前年度比較で2,356万4,000円、0.6%の増加となっております。

以上の内容につきまして、令和8年度一般会計予算書及び予算説明書のとおり編成いたしましたところでございます。よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○堀 明人議長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○堀 明人議長 これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○堀 明人議長 ご異議なしと認めます。よって、本案につきましては、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第4条第1項の規定により、議長において、大野裕美議員、中村正公議員、上野雅央議員、谷田健治議員、並木英仁議員、本城隆志議員、田井稔議員、坂本優子議員、関谷智子議員、西川友康議員、藤田智晴議員、以上の11名を指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○堀 明人議長 ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました11名の議員を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただ今選任されました予算特別委員会委員の皆さんは、休憩中に委員会を開いていただき、正副委員長の互選を行い、その結果を議長までご報告願います。

予算特別委員会委員の皆さんは会議室第2、第3にお集まりください。

暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時35分 再開

○堀 明人議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に開かれました予算特別委員会におきまして、正副委員長互選の結果、委員長には城陽市選出委員の本城隆志議員が、副委員長には久御山町選出委員の田井稔議員がそれぞれ選出されましたので、ご報告を申し上げます。

#### 日程第8 休会について

○堀 明人議長 次に、日程第8、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、2月10日から3月26日までの45日間を休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○堀 明人議長 ご異議なしと認めます。よって、2月10日から3月26日までの45日間を休会することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、一般質問の通告締切りは3月6日午後5時までとなっておりますので、ご承知をお願いします。

次回は3月27日午後1時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時36分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 堀 明人

副議長 澤田 扶美子

議 員 大野 裕美

議 員 西川 康史

第 2 号

(3月27日)

令和8年2月城南衛生管理組合議会定例会会議録

令和8年3月27日

午後1時 開議

1 出席議員

大野裕美	議員
鷹野雅生	議員
田邊晴美	議員
中村正公	議員
上野雅央	議員
山本精	議員
岡田久雄	議員
谷田健治	議員
澤田扶美子	議員
田中智之	議員
並木英仁	議員
本城隆志	議員
岩田芳一	議員
田井稔	議員
稲吉道夫	議員
坂本優子	議員
関谷智子	議員
西川友康	議員
西川康史	議員
藤田智晴	議員
堀明人	議員
松峯茂	議員

2 説明のため出席した者

松村淳子	管理者
村田正明	副管理者
川田翔子	副管理者
信貴康孝	副管理者
勝谷聡一	副管理者
西島寛道	副管理者
野村賢治	専任副管理者
山本晃治	総務部長
川島修啓	施設部長
橋本哲也	総務部次長

池 本 篤 史	施設部次長
山 内 皇太郎	施設部次長
馬 淵 武 志	総務課長
別 所 尚 紀	広報協働課長
川 戸 辰 也	施設課長
長 野 満佐志	施設課担当課長
山 田 貴 士	業務課長
角 田 賢 祐	グリーンヒル三郷山所長

### 3 職務のため議場に出席した職員

竹 嶋 仁 志 議会事務局長

### 4 議事日程

日程第 1		諸報告について
日程第 2	報告第 1 号	城南衛生管理組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について
日程第 3		一般質問
日程第 4	議案第 4 号	令和 8 年度城南衛生管理組合一般会計予算
日程第 5	議案第 5 号	城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 6	議案第 6 号	城南衛生管理組合職員旅費条例の全部改正について
	議案第 7 号	城南衛生管理組合職員旅費条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定するについて
日程第 7	議案第 8 号	城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 8		閉会中継続調査の申出について

### 5 会議に付議した事件

日程第 1～日程第 8

午後 1 時 0 0 分 開議

○堀 明人議長 お疲れさまでございます。令和 8 年 2 月定例会、最終日でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

会議前の連絡事項についてご報告を申し上げます。ただいまの出席議員数は 22 名全員であります。既に定足数に達しておりますので、2 月定例会は成立をいたしました。これより令和 8 年 2 月城南衛生管理組合議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

## 日程第1 諸報告について

○堀 明人議長 日程第1、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました例月出納検査結果1件につきましては、その写しを配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

## 日程第2 報告第1号 城南衛生管理組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について

○堀 明人議長 次に、日程第2、報告第1号、城南衛生管理組合の共同処理する事務及び規約の一部変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者（登壇） それでは、報告第1号、城南衛生管理組合の共同処理する事務及び規約の一部変更についてご報告をさせていただきます。

本件につきましては、城南衛生管理組合構成市町以外の地方公共団体からの委託処理を受け入れるに当たり、城南衛生管理組合規約を変更する必要がございましたが、このたび、地方自治法の規定に基づき、全ての構成市町議会において議決をいただき、お手元の資料のとおり、令和8年3月2日付で本組合規約の変更について京都府知事の許可を得ましたことをご報告するものでございます。

議員各位におかれましては、構成市町議会での議決に当たり、格別のご支援をいただきましたことにつきまして、厚く御礼を申し上げます。

○堀 明人議長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○堀 明人議長 これにて質疑を終結いたします。

## 日程第3 一般質問

○堀 明人議長 次に、日程第3、一般質問を行います。

本城議員。

○本城隆志議員（登壇） 皆さん、こんにちは。城陽市から選出されております市会議員の本城隆志でございます。今回、一般質問を提出いたしましたのは私だけということでございまして、大変緊張する場面があるかと思いますが、どうぞ皆さん、よろしく願います。

城南衛生管理組合は3回目の選出でありまして、以前は25年以上前のことをごさ  
いまして、副議長をしておりましたけれども、その当時の管理者が2人、ほかの行事で  
出ていくということで、それを止めようとしたんですけど、止められなかった。その責  
任をとって辞職したという経験がございまして、当時と、城南衛生管理組合、沢にごさ  
いまして、全然雰囲気違いますし、それから先日も、ごみ処理の関係とかで視  
察に行きましたけれども、30年前と全然違うごみの処理、あるいは環境に対する考え  
も、やっぱり日本の国全体で変わってきたなということを特に印象づけられました。そ  
して今回、この会期でこちらに寄せていただきましたけれども、大変すばらしい施設であ  
りまして、今後30年、40年とこの施設がしっかりと運営できるように願うところで  
ございます。

それでは、質問項目を出しましたので、それに沿って質問していきたいと思えます。

ごみの分別についてでありますけれども、先日もプラごみの回収の仕方とか、これは  
各市町村のほうにも市民向けに案内が行ったわけでありまして、プラスチック  
というのはリサイクルできる、あるいは資源としてどのように扱ったらいいかという、  
市民でもなかなか難しいところがありました。そして、汚れているから、これは燃やす  
ごみ、きれいになっていたらリサイクルという形でプラごみの回収をしていたんです  
けども、各家庭で汚れた部分をどれだけ洗うかというのはなかなか大変なことであ  
りまして、かといって、洗うことによってどれだけの水を使うとか、いろんなことがあ  
ったんですけども、今、これからスタートしますから、4月から、そういう意味では  
どのような形で回収されるのかなということを担当からお伺いしたいなと思っており  
ますので、まず、この点をよろしくお願いします。

続いて、ごみステーションの表示でありますけれども、市町村によってごみの回収の  
表示板が微妙に違ってくる。各市町村が収集していますから、微妙に違うのは仕方がな  
いんですけども、やはり統一したものも必要じゃないかなということをおもいました。こ  
この施設の見学をしたときに、市町村ごとの集め方というのは、なかなか展示の中で見  
づらいところもありましたので、その辺りの、やっぱり展示の工夫とかも必要になって  
こようかと思うんですが、昔は、ごみを回収する前に、資源ごみという形で持っていく  
方がおられました。ごみというのはほかすものというイメージがあったんですけども、  
やっぱりごみというものは資源ということになってくると、片仮名で書くんじゃなし  
に、守る、美しいものという「護美」というところで、昔、教室なんかで書いたことが  
あったんですけども、やはりそういう意味では、片仮名よりも漢字のほうも必要かな  
というふうに思いましたので、担当のほうはどう思っておられるのかなということをお  
もいました。

それから、ごみを集めるときに、今、エンジンオイルとかの作業で、業者に頼めばそ  
の処理をしてくれるんですけども、自前で処理をすると安くなるので、自前で処理をし  
たということ、私も経験があるんですけど、廃油をどのように扱ったらいいのか、田  
んぼ、あるいは畑にほかすわけにもいかないし、だからビニール袋に入れて、そのまま  
燃やさないごみに出していいのかなと思ったんですけども、事業者が言ってきたのは、  
パッカー車に積んで、中で破裂したときに大変なことになると、油まみれになるから、  
明るる日にプラスチックとか、ほかの収集があるときにはパッカー車の掃除に相当時

間がかかるということをおっしゃっておりまして、それは一体どうなるのかなど。ホームセンターなんかに行きますとオイルが売っていますから、自前で変えてもいいよということで売っているんですけども、後の処理のやり方というのは、ホームセンターではなかなか教えてくれなかったりしますので、その辺り、どのように対応されているのかお伺いしたいなというふうに思っております。

よその町では、持ち去りのごみですけども、なくなったら運ぶのに少なくてもいいやないかということ、よその町のある議員から言われたことがありましたけど、本当にそれでいいのかな、ごみは資源だろうという意識が、町によっては、あるいは市町村によっては違うのかなということをおっしゃったので、今回、そのことにお伺いしたいなというふうに思っております。

これで、2つないし3つにいったわけですけども、一番大事なことは、今、火災が、リチウム電池とかで起こっておりますけれども、起こっているというのは全国で毎日、こういう現場で起こっているということでありまして、この城南衛生管理組合でも発火のことによって、ぼやとか火災が起こっておりますけれども、このリチウム電池以外にも、昔は電池の分別とか、今、蛍光灯の分別とか言われておりますけれども、水銀の問題、それからリチウムの問題、そういう分別をどのような形で今後啓発していくのか、あるいはどのように対応していくのかも含めてお伺いしたいなと思っております。私のほうもいろんなところで乾電池使っております、家に残っているんですけども、やっぱり古いやつは液が漏れてくる。それをどういうふうに処分したらいいのかということも含めて、また、いろいろ考えておりましたので、今回、一般質問という格好で、皆さんに質問をしていきたいということで、ここに立たせていただきました。どうぞよろしくお願いたします。

○堀 明人議長 川島施設部長。

○川島修啓施設部長（登壇） 何点かご質問をいただいております。順次ご答弁をさせていただきます。

まず、プラスチックの一括回収についてであります。当組合では平成27年4月から、プラマークがついたものは容器包装プラスチックとして資源化処理し、プラマークのないプラスチックは不燃ごみとして処理をしております。今般、プラスチック資源循環促進法に基づき、本年4月から、構成市町がプラスチック素材100%でできた製品も容器包装プラスチックと一括して回収され、当組合のリサイクルセンター長谷山で資源化処理することとしております。一括回収につきましては、構成市町においては広報紙やホームページ等で周知されているほか、出前講座や住民説明会を開催する等により、どのような製品が対象になるかについて説明をされているところでございます。

プラスチックは、石油でできた合成樹脂で、身の回りの様々な製品に幅広く利用されていますが、一方で、プラスチックは見た目では分かりにくいものもございまして、処理を行う当組合といたしましても、金属やゴム、繊維等がまざっていない100%プラスチック製品にはどのようなものがあるのかイラストなどで示すなど、分かりやすくするように工夫し、SNSなども活用しながら、今後も周知に努めてまいりたいと考

えております。

2点目です。ごみの表示等についての統一のご質問かと思えます。構成市町のごみの分別の仕方については、おおむね統一されているものの、収集体制の違い等により、細かな部分で異なる部分がございます。そのため循環型社会推進会議のごみ減量施策に係る提言においても、3市3町のごみ分別について、可能な限り統一化すべきとされており、現在、構成市町廃棄物等担当課長会議等で協議を進めているところでございます。ごみステーションの設置やごみ収集については構成市町が実施されるものであり、当組合はごみ処理や資源化を行うところでございます。ごみの分別が住民の皆様に分かりやすいものとなりますよう、構成市町とともに検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、エンジンオイルの関係ですけれども、エンジンオイルは処理困難物として収集できないものとして取り扱われておられる構成市町が4市町ございます。購入された販売店や専門業者に相談していただくよう啓発をされているところでございます。ほかの2市町では、原則、収集できないものとして取り扱われているものの、少量の場合は布等に染み込ませたり、市販されている専用の廃油処理剤で固め、ごみ袋に液体が染み出さないようにすれば収集できるものとされておられます。ただし、絶対に液体状のままでは出さないでくださいと啓発をされているところでございます。

当組合では、石油類は危険有害性があるものとして搬入禁止物として取り扱っていますが、少量で、廃油処理剤などで固め、ごみ袋から液体が染み出さないように、市町の分別ルールの範囲内であれば可燃ごみとして搬入を認めているところでございます。エンジンオイルについても、各構成市町の収集頻度や、ごみ出しのルールが異なっている等、それぞれの事情がございます。また、処理する側の課題も含めまして、構成市町担当課長会議等で情報共有してまいりたいと考えます。

次に、缶やペットボトルなど、売却できる資源ごみの抜取りにつきましては組合管内においても発生しており、構成市町では対応に苦慮されていると聞いております。こうした資源ごみが抜き取られますと、当組合の収入が減少することに加え、抜き取られたごみの一部が不法投棄されるなど、適正に処理されないおそれがあることも問題であると考えております。抜取りの対応につきましては、収集を行う構成市町において警察と連携した取締りなど、様々な取組をされていることは承知しております。今後も、担当課長会議等で情報交換する等、構成市町の効果的な対策につながるよう努めていきたいと考えております。

最後に、電池による火災等の問題についてでございますが、リチウムイオン電池以外の電池につきましては、リチウムイオン電池に比べ可能性は低いものの、火災の原因となるおそれがございます。また、ボタン電池と呼ばれておりますけれども、その中には水銀を含むものがあったり、ニッケルカドミウム電池にはカドミウム等の有害物質を含むものもございますので、処理施設に多量に混入した場合は、大気や排水への有害物質の影響が考えられます。構成市町の電池の回収につきましては、乾電池はステーション回収を、充電電池は拠点回収を実施されております。また、当組合においても充電電池の拠点回収を実施し、資源化を行っているところであり、環境への影響や火災等防止の観点から、また、資源循環の観点からも電池類の適切な分別をお願いしたいと考えておりま

す。

以上でございます。

○堀 明人議長 本城議員。

○本城隆志議員 答弁どうもありがとうございます。今の答弁に沿って、また質問させていただきますので、よろしくお願いします。

プラというのはなかなか、私たちも分別というか、できるだけ資源という形で出してやりたいから、燃やすごみとか、あるいは燃えないごみに出さないようにできるだけ注意しておりますけど、規定の中では、ちょっと分厚いものをのこぎりで切ったりとかいう形で努力していますけども、なかなかそこまで、全市民がそこまで思ってやっていない。ほかのことにおいても同じかなと思っておりますけれども、この下でいろんな分別の仕方とかいう展示をしておりましたけども、やはり私たちが一番行きますホームセンターでもそういう展示をしていただければありがたいなと。環境まつりだけじゃなしに、そういうところでも展示会をしていただいて、ごみの処理を市民にPRするということが必要ではないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

それから、ごみステーションの関係でありますけれども、抜取りごみという形で、よく抜かれていることを見ましたら、私はもう頭にきまして、追いかけてしまいました。車で追いかけたときは、向こうは逃げますから、信号無視しても逃げられます。かといって私が信号無視したら、反対に私が警察に捕まるようなことになりますので、やっぱり逃げられてしまうし、もう勘弁して止まってしまうと、「日本語分からない」とかいう日本語しか使わないんで、ちょっと注意しながら終えておきますけれども、そういう意味では、昔と比べたら抜取りが少なくなってきたかなと思いますけども、絶えずそういう啓発運動は大事なと思いますので、先ほど言いましたように、守る、美しい「護美」という形での文字、漢字も入れてもらえればありがたいなということを思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから電池のほうですけれども、なかなかこれも、展示の中で、今までの電池がどこにいったか、あるいは、家庭の中の大きなごみの中にどこに電池が入っているかって、20年、30年前のものって分からないので、難しいなということを思っておりますけれども、そういう意味での啓発は、やっぱり、先ほど言いましたように、大きなスーパーマーケットとか、あるいはホームセンターでやっていただくと、もっと市民に理解がしやすいのかなというふうに思っております。

今、環境の関係でのボランティアしておりますけれども、やっぱりその辺、山の中にごみを捨てられても困りますし、そういうごみも大分減ってきているとは思いますが、しかし、ごみの問題は、この城南衛生管理組合だけじゃなしに、京都府管内あるいは全国にもその問題が広がると思っていますので、こういう衛生センターの全国会議の中でしっかり、全国問題という形で運動できたらいいなと思っておりますので、その辺りまた、答弁のできるどころありましたら、よろしくお願いいたします。

以上です。

○堀 明人議長 ご質問は、1つ目と2つ目についてはご要望ということでいいですか。

○本城隆志議員 はい、もうそれで。

○堀 明人議長 3つ目、全国展開に対してはご質問ということでよろしいですか。

○本城隆志議員 はい。

○堀 明人議長 では、答弁をお願いいたします。

川島施設部長。

○川島修啓施設部長（登壇） 先ほどのリチウムイオン電池等の火災の問題につきましてですけれども、これは当組合だけの問題ではなくて、もう全国的に出ております。本年度に入っても、同じ京都府内の焼却施設ですごく大きな火災が発生しております。

先ほどご意見いただきましたように、当事務組合単独での要望というのはなかなか難しいところがあるんですけれども、各市町村が加入している全国都市清掃会議という団体がございますので、毎年度、全国都市清掃会議のほうに建議事項という形で要望を出しております。このたびも、リチウムイオン電池の火災等の対策についてということで要望を出しておりますけれども、私どもの団体だけではなく、多数の市町村から同じような悩みを出されているところがございます。全国都市清掃会議等を通じまして、全国にも訴えていきたいと考えております。

以上でございます。

○堀 明人議長 本城議員。

○本城隆志議員 最後は要望ということでお願いしたいと思うんですけれども、私たちが今パソコンを使ったり、スマホを使ったら、海外からもどんどん輸入品が入ってくるんですけど、ほとんど、使用の仕方とか、説明書きが日本語で入っているものがない、ホームセンターで買いましたら、輸入品でも説明書きが結構あるんですけども、使い勝手がいいようで、1回、2回使ったらもう使えない。それが、廃棄してしまいたくなるということがありますので、やっぱりその辺りのところも、産業界とも併せてお願いしたいなと思いますけれども、やはり国内で製造されるものは、特に産業界ももっと注意してもらって、どんだけのものができるか、それから商店で販売される包装にしても、昔は新聞紙に包んで肉を買ったりとか、そうやって店が出してくれたんですけど、全部ビニール包装されたり、ラップに包んでおりますし、そのラップをどういうふうな形で、一々ラップを、油がついているから洗うほうがいいのか、そのままごみに出すのがいいのかって、悩みながら調理をしているというのが、家庭ではあるのかなと思っておりますので、そういう意味では、産業界も一体となった処理をできるような形で、あるいは

環境にもいい扱い方というのを提案してもらえることを今後とも願いたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○堀 明人議長 これにて一般質問を終結いたします。

#### 日程第4 議案第4号 令和8年度城南衛生管理組合一般会計予算

○堀 明人議長 次に、日程第4、議案第4号、令和8年度城南衛生管理組合一般会計予算を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

本城予算特別委員会委員長。

○本城隆志議員（登壇） ただいま議題となりました議案第4号、令和8年度城南衛生管理組合一般会計予算についての予算特別委員会における審査過程並びに結果について、ご報告申し上げます。

予算特別委員会は、去る2月9日の本会議において設置され、令和8年度城南衛生管理組合一般会計予算の審査を付託されました。同日に開催されました第1回目の委員会で正副委員長の互選を行いました結果、委員長に私、本城が、副委員長には田井稔委員が選出された次第でございます。

第2回目の委員会は2月18日に招集し、説明には正副管理者をはじめ、専任副管理者並びに関係部課長、各施設所長の出席を求めて審査が行われました。委員会では、議事に先立って、審査の方法について協議を行いました。その結果、歳出から審査を行うこととし、議会費、総務費、公債費及び予備費については一括して、次に、衛生費について審査を行いました。歳入については全款を一括して審査を行い、最後に総括質問を行うことに決定いたしました。

議案第4号については、討論はなく、採決の結果、本委員会は全会一致をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。審査の中で出されました主な質疑、答弁等については、予算特別委員会審査記録を各議員のお手元に配付しておりますので、ご覧おき願います。

以上、予算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたしますが、委員会が出されました意見等については、今後の行政運営に適切に反映をされ、管内住民の期待と要望に応じていかれるよう、切に希望するものであります。当日は、各委員におかれましては円滑なご審査をいただきまして厚く御礼を申し上げます。また、理事者各位におかれましては、審査の円滑な運営にご協力いただきましたことに対しまして御礼を申し上げます。併せて、田井稔副委員長のご協力によりまして、委員会が滞りなく運営できましたことをここに改めて御礼申し上げます。

以上で報告を終わります。

○堀 明人議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○堀 明人議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○堀 明人議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。議案第4号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○堀 明人議長 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○堀 明人議長 次に、日程第5、議案第5号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者(登壇) ただいま議題となりました議案第5号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。議案第5号の参考資料をご覧ください。

本案は、一般職員について、令和7年の国家公務員の給与等に関する人事院勧告の内容に準じて職員手当の改正を行いますほか、会計年度任用職員の報酬について、所要の改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、職員の給与に関する条例につきましては、①にございます地域手当の改正のほか、②の通勤手当の改正を行うものでございます。これらの

項目につきましては職員団体との交渉を重ね、合意した内容となっております。また、(2)の会計年度任用職員の給与につきましては、地域手当の改正の反映を行うものでございます。

3の施行期日につきましては、令和8年4月1日でございます。よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○堀 明人議長 これより質疑を行います。  
質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○堀 明人議長 これにて質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。  
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○堀 明人議長 これにて討論を終結いたします。  
これより議案第5号を採決いたします。議案第5号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○堀 明人議長 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 城南衛生管理組合職員旅費条例の全部改正について

議案第7号 城南衛生管理組合職員旅費条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定するについて

○堀 明人議長 次に、日程第6、議案第6号、城南衛生管理組合職員旅費条例の全部改正について、議案第7号、城南衛生管理組合職員旅費条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定するについての2議案を一括して議題といたします。なお、2議案の質疑、討論、採決につきましては議案ごとに行います。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者(登壇) ただいま議題となりました議案第6号、城南衛生管理組合職

員旅費条例の全部改正について及び第7号、城南衛生管理組合職員旅費条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定するについての2議案につきまして、内容が関連しておりますことから、一括して提案の理由のご説明を申し上げます。議案第6号及び第7号の参考資料をご覧ください。

本案は、国家公務員における旅費制度の見直しに準じ、本組合職員についても経済・社会情勢の変化に対応いたしますため、所要の改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、(1)城南衛生管理組合職員旅費条例では、自宅発の出張に係る旅費の支給を可能とするほか、鉄道賃、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当など、国の制度に準じた①から⑥の規定を整備するものでございます。また、裏面の(2)城南衛生管理組合職員旅費条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例では、関係条例①から④において、新条例との整合を図るための改正を行うものでございます。

3の施行期日につきましては、令和8年4月1日でございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○堀 明人議長 まず、議案第6号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○堀 明人議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○堀 明人議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。議案第6号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○堀 明人議長 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号の質疑に入ります。これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○堀 明人議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○堀 明人議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。議案第7号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○堀 明人議長 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○堀 明人議長 次に、日程第7、議案第8号、城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者(登壇) ただいま議題となりました議案第8号、城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。議案第8号の参考資料をご覧ください。

本案は、令和8年4月よりプラスチック一括回収を開始するに当たり、処理施設の名称を変更するものでございます。また、組合市町以外の地方公共団体からのし尿受入れに当たり、一般廃棄物の収集運搬許可について、所要の改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、処理施設の名称、プラスチック製容器包装資源化施設とありますところをプラスチック資源化施設に改めますほか、組合管理者から浄化槽清掃業の許可を受けた者以外の者にも、一般廃棄物の収集運搬業の許可が受けられるよう、規定を改めるものでございます。

3の施行期日につきましては、令和8年4月1日でございます。よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○堀 明人議長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○堀 明人議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。  
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○堀 明人議長 これにて討論を終結いたします。  
これより議案第8号を採決いたします。議案第8号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○堀 明人議長 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 閉会中継続調査の申出について

○堀 明人議長 次に、日程第8、閉会中継続調査の申出についてを議題といたします。  
各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中継続調査の申出がございます。  
お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○堀 明人議長 ご異議なしと認めます。  
よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。  
以上をもちまして、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。これをもちまして、令和8年2月城南衛生管理組合議会定例会を閉会いたします。  
なお、閉会に当たりまして、管理者から発言の申出がありますので、これを許可いたします。  
松村管理者。

○松村淳子管理者(登壇) 令和8年2月城南衛生管理組合議会定例会を閉会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例議会におきましては、令和8年度一般会計予算をはじめ、本日も提案をさせていただきました議案につきまして、いずれもご可決を賜り、誠にありがとうございました。

令和8年度は、クリーン21長谷山長寿命化事業に継続して取り組みますほか、構成市町と連携・協働してプラスチック一括回収を開始するなど、管内住民の安心・安全な

廃棄物処理事業を継続するため、職員一丸となり取り組んでまいり所存でございます。また、併せて地方財政の状況が厳しい中、今後も創意工夫を凝らしながら、住民感覚に沿った組合運営を着実に進めてまいりたいと存じております。

さらに、議員各位からいただきましたご意見、ご指導を念頭に置きながら、構成市町と緊密に連携し、安心・安全な廃棄物処理事業の推進に万全を期し、管内住民の生活環境を守る本組合の基本使命をしっかりと果たすことができますよう、職員共々さらなる努力を続けてまいりたいと存じます。

本定例議会は本日で閉会の運びとなりますが、議員各位におかれましては、今後とも組合行政への一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のますますのご活躍をご祈念申し上げます、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○堀 明人議長 松村管理者、ありがとうございました。また、議員各位には、円滑な議事進行にご協力を賜りまして御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後1時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議長 堀 明人

副議長 澤田 扶美子

議員 大野 裕美

議員 西川 康史

## 参 考 資 料

(1) 予算特別委員会審査記録

(2) 議決議案

令和8年

城南衛生管理組合議会

予算特別委員会

審 査 記 録

## 予算特別委員会審査記録

日 時 令和8年2月18日（水）午後1時00分～午後2時49分

場 所 城南衛生管理組合クリーンパーク折居事務所棟2階大会議室

出席委員 本 城 隆 志 委 員 長  
田 井 稔 副委員長  
中 村 正 公 委 員  
上 野 雅 央 委 員  
谷 田 健 治 委 員  
並 木 英 仁 委 員  
坂 本 優 子 委 員  
関 谷 智 子 委 員  
西 川 友 康 委 員  
藤 田 智 晴 委 員  
堀 明 人 議 長（オブザーバー）  
澤 田 扶美子 副 議 長（オブザーバー）

欠席委員 大 野 裕 美 委 員

説 明 者 松 村 淳 子 管 理 者  
村 田 正 明 副管理者  
川 田 翔 子 副管理者  
信 貴 康 孝 副管理者  
勝 谷 聡 一 副管理者  
西 島 寛 道 副管理者  
野 村 賢 治 専任副管理者  
その他幹部職員

付託案件 議案第4号 令和8年度城南衛生管理組合一般会計予算

審査方法 付託案件については歳出から審査を行い、その方法及び順序は、次のとおり。

- ①議会費、総務費、公債費及び予備費を一括して審査
- ②衛生費を一括して審査
- ③歳入を一括して審査
- ④総括質疑
- ⑤討論
- ⑥採決

午後1時00分 開会

○本城隆志委員長 定刻になりました。皆さん、こんにちは。

会議前の連絡事項について、ご報告申し上げます。

本日の委員会は、執行部側の説明、質疑応答につきましては、着席したままで行うことを認めておりますので、よろしくお願いいたします。

本委員会の傍聴の申出がございます。報道機関が来られるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、八幡市の大野委員より欠席の届けが出ておりますので、報告いたします。

ただ今の出席委員数は10人でございます。既に定足数に達しておりますので、委員会は成立をいたしました。

ただ今から予算特別委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、堀議長、澤田副議長をはじめ、各委員並びに正・副管理者におかれましては、何かとご多用の中にもかかわりませず、本委員会に出席をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

本委員会は去る2月9日の本会議において設置をされ、同日に開催をされました第1回目の委員会で正・副委員長の互選の結果、委員長に私、本城が、副委員長には田井稔委員が選出された次第でございます。誠に不慣れではございますが、皆様のご協力により、ご迷惑をおかけすることのないように私たちも頑張って委員会の運営をしていきたいと思っておりますので、どうぞご協力のほど、よろしくお願いいたします。

あらかじめ管理者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。  
松村管理者。

○松村淳子管理者 本日、ここに令和8年城南衛生管理組合予算特別委員会が開催されましたところ、本城委員長、田井副委員長をはじめ、委員各位におかれましては、何かとご多用の中、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

また、堀議長、澤田副議長におかれましても、公務ご多用の中にもかかわりませず、ご臨席を賜り、ありがとうございます。

令和8年度におきましても、引き続き、「安心安全な工場運営」「住民感覚に沿った行財政改革」「循環型社会の構築に向けた事業の推進」、3つの基本方針の下、適正な廃棄物処理事業の継続に努めてまいり所存でございます。

また、クリーン21長谷山長寿命化事業など、今後の組織運営に必要となります大型事業にも継続して取り組むこととしております。

さらに、広域行政のスケールメリットを発揮し、市町と連携・協働してプラスチック一括回収を開始するなど適正な廃棄物処理事業及びごみの減量化を推進することとし、令和8年度一般会計予算を編成いたしました。

令和8年度予算の内容につきましては、「一般会計予算書及び予算説明書」並びに議案第4号参考資料「令和8年度当初予算案の概要」のとおり、取りまとめをいたしましたところでございます。

それでは、案件の詳細につきましては担当よりご説明を申し上げますので、よろしくご審査をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○**本城隆志委員長** 議事に入ります前に、本委員会に付託をされました議案第4号の審査の方法についてお諮りをいたします。

審査の方法については、歳出から審査を行うこととし、議会費、総務費、公債費、予備費について一括して審査をしたいと思います。

次に、衛生費について審査をしたいと思います。

次に、歳入については全款を一括して審査をし、最後に総括質疑を行うことといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**本城隆志委員長** ご異議がないようですので、ただ今申し上げました方法で審査を行うことといたします。

#### [議会費・総務費・公債費・予備費]

○**本城隆志委員長** これより審査に入ります。本委員会に付託されました議案第4号、令和8年度城南衛生管理組合一般会計予算を議題といたします。

これより当局の説明を求めます。説明については、審査の順序に従いまして、項目ごとに受けることにいたします。

それではまず、議会費、総務費、公債費、予備費について、一括して説明を求めます。

山本総務部長。

○**山本晃治総務部長** ただ今議題となりました議案第4号、令和8年度城南衛生管理組合一般会計予算のご説明を申し上げます。

それでは、説明に入らせていただきますが、以降の説明におきまして、「令和8年度一般会計予算書及び予算説明書」につきましては「予算書」と、別冊の議案第4号参考資料「令和8年度当初予算案の概要」につきましては「概要書」と呼ばせていただきまして説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、概要書の表紙と目次をめぐっていただきまして、1ページをご覧ください。

一番下に記載をしておりますが、令和8年度当初予算総額といたしましては、62億3,333万4,000円となり、対前年度比較では4億8,392万2,000円の減少となっております。

また、事業費の主要な財源である市町分担金につきましては、38億1,267万7,000円となり、対前年度比較で2,356万4,000円の増加となっております。

それでは、歳出予算につきまして、議会費、総務費並びに公債費、予備費の順に

ご説明を申し上げます。

まず、予算書13ページをご覧ください。

議会費からご説明を申し上げます。議会費では、組合議会議員22人の報酬200万6,000円をはじめ、旅費178万8,000円、会議録反訳調整に係ります委託料として90万1,000円など、議会費合計で517万5,000円を計上いたしております。

次に、総務費についてご説明申し上げます。予算書14ページから18ページの総務費では、組合の事務部門の管理運営に要する人件費及び物件費等を計上いたしております。

それでは、費目ごとに順次ご説明を申し上げます。

最初に、予算書14ページから15ページの一般管理費をご覧ください。

予算額は、特別職7人の給与2,217万5,000円及び一般職員95人中、管理部門に属する36人分の給与3億4,994万3,000円を計上いたしましたほか、会計年度任用職員及び臨時的任用職員の給与、職員健康診断等の委託料など、総額4億2,249万9,000円を計上いたしております。

人件費の状況につきましては、概要書の4ページをご覧ください。

令和8年1月1日現在の人員及び給与を基に、定期昇給などを考慮し、計上いたしております。下から3行目にございますように、人件費の総額は9億1,688万9,000円で、対前年度比較6,971万3,000円、8.2%の増加となっております。

関連いたしまして、概要書の17ページ及び18ページをご覧ください。

ここでは、令和元年度以降に取り組みました機構改革等のほか、令和8年度の民間委託の状況について記載をしております。

また、安心安全な工場運営体制の推進といたしまして、概要書19ページにソフト面、ハード面における取組概要をまとめておりますので、ご覧おき願います。

次に、予算書にお戻りいただきまして、15ページ下段から16ページの文書広報費をご覧ください。

予算額は、広報紙の発行と環境ふれあいひろばの運営経費、環境ふれあいフェスタの開催に要する経費など、2,248万円を計上いたしております。

概要書24ページをご覧ください。

循環型社会の構築に向けた事業の概要を記載いたしております。令和8年度も管内住民の皆様の環境意識のさらなる向上に向けまして、「環境ふれあいひろば」を拠点として、さらに充実した環境啓発活動を推進することとしております。また、広報紙やSNSなど、それぞれの特性を生かし、情報発信力の強化に努めてまいります。

主な取組内容といたしましては、ECOフレンズキッズ事業の開始、リユースコーナーの運営、セミナーやイベントの開催、エコ・アクション・ポイントの運用等のほか、広報紙、ホームページ、SNSによる情報発信を通じまして、より効果的な環境啓発を実施することとしております。

次に、予算書にお戻りいただきまして、16ページ2段目の財政管理費をご覧ください。

電算システムに係る保守委託料やプリンター・サーバー等事務機器の賃借料、

積立金など、合計1,802万3,000円を計上いたしております。

なお、財政調整基金の現在高の状況等につきましては、概要書9ページをご覧ください。

財政調整基金は、これまで市町分担金の負担軽減を図るため、職員の退職手当の一部や補正予算の財源の一部に充当しております。令和8年度当初予算では、取崩しを予定せず、令和8年度末現在高を3億5,062万6,000円と見込んでおります。

次に、予算書にお戻りいただきまして、16ページ下段から17ページの会計管理費をご覧ください。

共通事務用品の一括購入費や火災保険料など、合計753万1,000円を計上し、また、17ページ中段の企画費では、環境マネジメントシステムに係る外部評価等謝礼金など、合計42万6,000円を計上いたしております。

なお、環境マネジメントシステム及び地球温暖化対策につきましては、概要書の20ページにその取組の概要を記載しておりますので、ご覧おきます。

次に、予算書の17ページ下段の公平委員会費では、委員報酬など5万8,000円を計上し、続く18ページの監査委員費では、委員報酬など31万3,000円を計上いたしております。

続いて、公債費及び予備費についてご説明申し上げます。

まず、公債費でございますが、予算書の26ページをご覧ください。

令和8年度は、償還の進捗により元金が減少した一方で、令和7年度債の利子が増加したことで、元金で5億9,911万8,000円、利子で5,261万4,000円、合計6億5,173万2,000円を計上いたしております。

概要書の16ページをご覧ください。

今後の組合債の現在高と償還額の推移につきまして、現時点の事業計画によります今後の見込みをグラフでお示しております。

この間、平成21年度償還額の約13億7,000万円をピークに、これまでの建設事業の財源として借入れしました起債の償還が順次終了し、太宰の令和8年度予算の償還額は、ピーク時の約5割となる6億5,158万4,000円となっております。

公債費の中期的な見込みといたしまして、折れ線グラフでお示しております現在高につきましては、下の表の②のリサイクルセンター長谷山建設や、③のクリーンパーク折居建設、④のごみ中継施設建設、⑤の新事務所棟建設や現在取り組んでおります⑥のクリーン21長谷山長寿命化事業に係る組合債発行により、令和9年度までは70億円前後で推移いたしておりますが、その後は減少に転じる見込みとなっております。

一方、棒グラフでお示しをしております償還額につきましては、今後も折居清掃工場更新事業債等の償還が進みます中、令和13年度までは償還額の増加が見込まれますが、以降は償還額が減少するものと見込んでおります。

次に、予算書にお戻りいただきまして、27ページ、予備費でございますが、前年度と同額の500万円を計上いたしております。

議会費、総務費並びに公債費、予備費の説明は以上でございます。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○本城隆志委員長 ありがとうございます。

これより議会費、総務費、公債費、予備費についての審査に入ります。

なお、質疑に際しましては、予算書もしくは予算案の概要書の何ページの項目についてというふうをお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

谷田委員。

○谷田健治委員 質問させていただきます。概要書の19ページです。

ページ全体は安心安全な工場運営体制の推進ってなっているページですが、その1の人材育成のところ、城南衛管でOJT活動というのを人材育成の一環の中でされているんですが、一般的に、官民間問わず、今、多くの職場で団塊の世代の方々が退職していつている。ですから、職場におけるいろんな技術とかそういうノウハウを含めて継承が難しくなっているとされているんですが、城南衛生管理組合では今どういう現状なのかということをお伺いします。

○本城隆志委員長 川島施設部長。

○川島修啓施設部長 当組合の処理施設を適切に運営するためには、法に定められております法定資格者を配置する必要があります。法定資格者等は、施設全般、種々あるんですけども、約30種類ほどございます。

特に、電気主任技術者やボイラー・タービン主任技術者といった資格はとても取得困難な資格となっております。そのため、主任技術者の取得支援といたしまして、有資格者のベテラン職員が講師になりまして、定期的に電気主任技術者等の資格取得に向けての講習会を実施しております。

また、基本的な知識、技術についてもそのベテラン職員による研修を実施し、机上と実地の両面から人材育成を行っているところでございます。

そうした取組の結果、現時点で、電気主任技術者については13名が、ボイラー・タービン主任技術者については3名が取得をしている状況でございます。

以上でございます。

○本城隆志委員長 谷田委員。

○谷田健治委員 全体の職員の年齢構成といいますか、若い人たちが多いのかとか、いろいろ課題もあると思う。少ないとかあるんですが、そのあたりはどうなっているのでしょうか。

○本城隆志委員長 馬淵総務課長。

○馬淵武志総務課長 職員の年齢構成についてですが、令和7年4月1日現在における職員の年齢構成になりますが、全職員95人中、20歳代が10人で構成比としては11%、同様に、30歳代が33人で35%、40歳代が21人で22%、

50歳代が25人で26%、60歳代が6人で6%となっております。合計95人の平均年齢は43.7歳でございます。

年齢構成といたしましては、中堅層の割合が比較的高く、若年層が少ない状況となっております。

○本城隆志委員長 谷田委員。

○谷田健治委員 ありがとうございます。

あと、もう1点、そこに関わってですが、実際にOJT、年齢の高い層の方、上司とかが実際にトレーナーの役みたいなのをしてやってみて、その仕事の重要性とかポイントとかそういうなのを説明して、実際に次やってもらう。そして、その成果を評価するというその繰り返しでやられることが多いというふうに思うんですが、実際に職場の中で、例えば、その19ページでいいますと、測定・検査業務等の実施というところがあるんですが、そこでは具体的にどういう形でされているのか、ちょっとイメージがつかみにくいので、紹介いただけたらと思います。

以上です。

○本城隆志委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 例えば、ごみ焼却施設でいいますと、定期にきちんと施設の管理をするためにごみ質の試験とかを行ったりはするんですけども、そういったことを引き継ぎながら教えていたりとか、あと、検査業務としても設備の検査、先ほど申しましたボイラー・タービン主任技術者なんかは、ボイラーとかタービンの検査を自主検査で行います。そういったことも、OJTで後輩の職員に実際の検査を通じて教えながら引き継いでいくというような状況でございます。

○本城隆志委員長 谷田委員。

○谷田健治委員 次に、概要書の24ページです。

24ページの環境啓発事業で、ECOフレンズキッズ事業の開始というふうに書いてあるんです。多分、開始ということですから今回初めての取組になると考えるんですけども、子供たち、本年度、いろんな環境の分野があると思うんですが、どのような分野の環境分野の学習に取り組む予定なのか、その内容について伺います。

○本城隆志委員長 森田広報協働課主幹。

○森田千絵広報協働課主幹 本事業は、ごみ減量を入り口に、自然共生や持続可能な社会づくりの視点も含めた環境問題全般への理解を深めることを目的としています。

内容としましては、生ごみ、紙ごみ、プラスチックごみの削減など、ごみ問題を

中心にテーマを定めて、体験型の全10回の継続プログラムとして実施し、ワークショップやイベント参加、関係施設と連携したフィールドワーク、施設見学などを通じて、楽しみながら学べる内容とする計画です。

以上です。

○本城隆志委員長 谷田委員。

○谷田健治委員 最後になります。

このECOフレンズキッズ事業で、実際に参加する児童を指導される方、どのような方を予定されていますか。

○本城隆志委員長 森田広報協働課主幹。

○森田千絵広報協働課主幹 組合職員が中心となって体験型の環境学習を実施するもので、活動内容に応じて、当組合の住民スタッフ、ECOフレンズにも協力を依頼する予定にしております。

以上です。

○本城隆志委員長 ほかにございませんか。

坂本委員。

○坂本優子委員 よろしくお願ひします。

概要書のまず1ページなんですけど、予算の総額、市町負担金とかが出ているわけなんですけども、予算の総額が約6億2,000万円ということで、前年から比べたら4億8,000万円の減となっているんですが、これ、建設事業費が約6億7,000万円の減によるものなのか、ほかに何か要因があって予算額の総額が減っているのか、教えていただきたい。

○本城隆志委員長 馬淵総務課長。

○馬淵武志総務課長 予算総額が減少した主な要因につきましては、クリーン21長谷山の長寿命化工事が中間年度を迎え、概要書の3ページ中段の表にございますとおり、事業費が1億4,710万2,800円、前年度比で7億4,454万8,000円、大幅に減少したことが最も大きな要因でございます。

一方で、同じ表にありますように、各工場の運営経費が1億7,500万円ほどの増加、また、2ページ、歳出の表の上段にありますように、人件費がおおよそ7,000万円増加したことなどによりまして、歳出総額では差引き4億8,400万円の減少となったものでございます。

○本城隆志委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 分かりました。

それで、分担金のところなんですけども、概要書の11ページのところなんですけど、宇治市、城陽市以外の1市3町は減になっているわけなんですけども、今年度、令和8年度のこれは見通しなのか、これからもこういうような予想、こうしたことが続くのか、どのように予測されているんでしょうか。

○本城隆志委員長 馬淵総務課長。

○馬淵武志総務課長 組合の分担金は、経費の性質ごとに各市町の分担率を定めて算出しております。

予算書の41ページをご覧ください。具体的には、人件費などの共通経費は人口割合、し尿処理経費はし尿及び浄化槽汚泥の搬入量割合、ごみ処理経費は可燃ごみ、不燃ごみの搬入量割合、リサイクル経費は資源ごみの搬入量割合により、それぞれ案分しております。

令和8年度予算における分担金の経費別の充当状況につきましては、概要書の10ページに記載しているんですけども、ごみ処理経費については、手数料改定に伴う収入増の影響により、前年度比で減少する見込みとなっております。一方で、共通経費及びリサイクル経費につきましては、人件費の増加などの影響により、増加する見込みとなっております。

このように、減少する経費と増加する経費が混在している中で、各市町ごとに人口割合や搬入量割合が異なっておりますことから経費区分ごとの負担増減に差が生じているということになりますので、今年度の結果がこういうことになっているということですので、今後この同じような状況が続くというものではございません。

○本城隆志委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 分かりました。

それで、やっぱりごみの量というのは人口によって変わってくるという、今もおっしゃっていたんですけども、3市3町の今後10年間の人口の見通しについてはどのようにお考えでしょうか。

○本城隆志委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 3市3町の人口につきましては、管内人口、ここ10年で6%から7%程度減少しております。この減少傾向というのは全ての市町の方で見られておりますので、今後も減少傾向が続くのではないかとこのように考えております。

○本城隆志委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 そうなると、人口減少、日本全国で起こっているんですけども、この3市3町の中でも続くとなると、ごみの搬出量とか処理、こっちから言えば搬

入量、そういうようなのは、それに応じてやっぱり減っていくという考え、見通しでいいんでしょうか。

○本城隆志委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 人口の方は、先ほども申しましたようにここ10年で6から7%の減少ということにはなっているんですけども、ごみの減少率というのは大体20%弱ということで、人口の減少よりも大きくごみの方は減っているというような状況になっています。こちらの減少傾向は、全国的にも同じように進んでおりまして、住民の皆様の減量意識や社会的にごみの発生抑制に向かっているということから、減少傾向は今後も続くのではないかというふうに考えております。

○本城隆志委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 そういうことですね、分かりました。

そうなると、16ページのところでですけども、公債費の関係ですけども、償還の期間とかいろいろあって、書かれているんですけど、それがその負担というか、人口が減っていく中で建設費の償還というものの重さがかかってくるという面と、それをその減っていく人口の中で、次、新たに埋立処分場の建設とかいろいろがあると思うんですけど、そういうことが非常に困難になってくるんじゃないかなと。大型のそういう施設の建設とか修理とかというのが困難になってくるんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○本城隆志委員長 馬淵総務課長。

○馬淵武志総務課長 概要書の16ページ上段の表のとおり、令和9年度以降は組合債の償還額が増加する見込みでありますので、組合としては分担金の増加が予想されるところです。加えて、人件費等も上昇傾向にありますので、令和8年度予算におきましても、職員人件費と運転委託に係る人件費相当額を合わせますと、前年度比で1億円以上の増加となっているような状況もあります。さらに、先ほどお話ありました次期埋立処分場の整備に向けての検討も行っているところですけども、施設の建設には多額の経費が必要となりますので、長期的に見ても分担金の増加要因になるものと考えております。

しかしながら、この16ページにあります組合債の現在高や償還額を見据えながら、分担金の大幅な増加とならないよう、その実施時期等を検討していきたいというふうに考えております。

○本城隆志委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 分かりました。

次に、13ページのところの財産売払収入の関係なんですけども、これ、各年度

によってばらつきがあるんですけども、これについてもやっぱり総じて減り続けている、この傾向にあるというふうに考えていいのでしょうか。

○本城隆志委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 財産売却収入の方は、主に鉄とかアルミとかペットボトル、そういったものの売却収入になりますけれども、こちらの方は市場の単価が大きく増減いたしますので、その影響を受けていくということになります。量としては減少傾向ということになりますけれども、収入の総額といたしましては、単価の増減というものに影響を受けるかなというふうに考えております。

○本城隆志委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 分かりました。以上です。

○本城隆志委員長 次の方。

中村委員。

○中村正公委員 私からは、概要書の19ページです。

先ほども同僚委員よりありましたが、安心安全な工場運営体制の中で施設面での取組、こちらで測定・検査業務等の実施と、ダイオキシン等は、これは毎年実施されて、数値もホームページ等で出されています。

②の方の精密機能検査、これ、3年に1回行うというこの内容、それと、直近で実施したこの精密検査の内容とその目的についてお聞かせください。

○本城隆志委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 精密機能検査は、廃棄物処理法施行規則第5条により、定期的に施設の機能状況や耐用度合いについて検査することが定められているものでございます。検査の具体的な内容というのは環境省の通知により示されておりまして、通知に基づき、3年に1回検査を行い、検査によって確認した各設備の耐用状況というのを以後の施設整備計画の方に反映させていただいているところでございます。

○本城隆志委員長 中村委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。

そしたら、また3年に1度、今後も同じ内容で検査するという認識でいいんですかね。

○本城隆志委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 基本的には、通知のと通りの検査の方をさせていただく予定となっております。

○本城隆志委員長 中村委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。

それはもうそのぐらいにして、概要書20ページの地球温暖化対策の取組、これ、本当に温暖化対策は待ったなしの状況なんですけども、この中で、第5期の地球元気プランというのに基づく温暖化対策、これについてお聞きしたいと思います。

5期の計画年度は令和6年度から12年度ということですが、温室効果ガスの排出削減目標が、基準年度の2013年度比で目標年度の2030年度には46%の削減を目標としてというふうに書かれていますが、取組はこれに向かって順調に進んでいるというふうに考えてよろしいのでしょうか。もしそうでなかったら、何が問題なのかも教えてください。

○本城隆志委員長 五十嵐循環型社会推進課長。

○五十嵐正和循環型社会推進課長 ありがとうございます。

この6年度から始まっております元気プランでございますけれども、当組合のCO<sub>2</sub>の排出量の9割以上がプラスチック燃焼によるものでございます。皆様ご存じのように、8年4月からプラの一括回収等が始まりますので、プラの方がぐっと減ってまいりますので、順調に目標が達成できるのではないかと考えております。

以上でございます。

○本城隆志委員長 中村委員。

○中村正公委員 今、プラの一括回収で減るということですが、令和8年度の具体的な取組の内容、一括回収ということもあるんでしょうけども、ほかにはあるんでしょうか。

○本城隆志委員長 五十嵐循環型社会推進課長。

○五十嵐正和循環型社会推進課長 ありがとうございます。

もちろん、ほかにもごみ処理基本計画に基づいて、廃棄物量全体を減少させるための各種啓発、政策であったり、あと、20ページにもございます環境マネジメントシステムによる継続的な改善によるCO<sub>2</sub>の削減、また、機器の更新に伴いまして、より省エネ型の方へ持っていくと、そういったことを踏まえて目標を達成したいというふう考えております。

○本城隆志委員長 中村委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。

省エネの関係で、組合施設全体のLED化率、LED化をどこでもそうすけども進めているということですが、施設ごとのLED化率ですが、グリーンヒル三郷山の屋外照明修繕で、これをLED化として予算、8年度が247万6,000円、これが計上されています。

これ、改修でなくて修繕というふうになぜなっているのか、教えてください。

○本城隆志委員長 角田グリーンヒル三郷山所長。

○角田賢祐グリーンヒル三郷山所長 グリーンヒル三郷山の屋外照明のLED化につきましては、現在壊れている、もしくは不調になっています水銀灯の方を、修繕を行う際に水銀灯ではなくLEDに変更するというものになっております。

以上です。

○本城隆志委員長 中村委員。

○中村正公委員 今まで水銀灯を使っていた部分を全部LED化するというので、分かりました。

組合施設のLED化率、各施設のLED化率はどのようになっているのか、今後の計画についても教えてください。

○本城隆志委員長 五十嵐循環型社会推進課長。

○五十嵐正和循環型社会推進課長 ありがとうございます。

組合全体でのLED化率は65%となっております。新事務所棟が100%、クリーンピア沢が3%、中継施設の方が100%、クリーンパーク折居が48%、クリーン21長谷山が98%、リサイクルセンター長谷山が59%、エコ・ポート長谷山が12%、グリーンヒル三郷山が4%となっております。

以上でございます。

○本城隆志委員長 中村委員。

○中村正公委員 今お答えいただいた中で、100%のところもあれば4%のところもあるということですが、今後の計画についてどのように考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○本城隆志委員長 五十嵐循環型社会推進課長。

○五十嵐正和循環型社会推進課長 ありがとうございます。

2030年には100%に持っていきたいというふうに考えております。

○本城隆志委員長 中村委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。

これ、脱炭素化推進事業債を充当している、充てているわけですが、この充当率と交付税の措置率について教えていただけますか。

また、この脱炭素化推進事業交付税措置というのは、たしか令和5年度から令和7年度までの事業が対象と当初されているものですが、8年度以降もこの交付税措置はあるのかどうか教えてください。

○本城隆志委員長 倉富総務課主幹。

○倉富晋一郎総務課主幹 ご質問の脱炭素化推進事業債につきましては、充当率は90%でございます。

また、交付税措置は、財政力指数によりまして、市町により30%から50%の措置となっているものでございます。

また、令和7年度まで脱炭素化推進事業債、続く予定でありましたが、地方団体からの要望も多かったようで、令和12年度まで延長されまして、今回もそれを活用したいと思っているものでございます。

以上です。

○本城隆志委員長 次の方。ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○本城隆志委員長 ほかに質疑がないようですので、以上で議会費、総務費、公債費、予備費についての審査を終了いたします。

#### [衛生費]

○本城隆志委員長 次に、衛生費について説明を求めます。

山本総務部長。

○山本晃治総務部長 続きまして、衛生費全般についてご説明申し上げます。

衛生費は、組合の根幹業務でありますし尿及びごみ処理事業に要する経費が主なものでございます。

それでは、費目ごとに順次ご説明申し上げます。

まず、予算書の19ページ上段の清掃総務費をご覧ください。

ここでは、し尿・ごみ部門の管理運営に従事する一般職員等の人件費、組合各施設の場内整備管理業務等委託料のほか、循環型社会推進会議の開催に要する経費などを計上いたしております。

清掃総務費の合計額は5億4,230万5,000円となっております、対前年度比

較では2,826万1,000円の増額となっております。

主な要因といたしましては、一般職員給及び会計年度任用職員給の増など、この費目に計上しております人件費が増額となったことなどによるものでございます。

次に、予算書の19ページ下段から20ページ上段のし尿委託費をご覧願います。事業協同組合への一括委託を実施しておりますし尿定期収集、臨時収集などに要するし尿収集運搬委託料など、総額1億4,270万9,000円を計上いたしており、対前年度比較で744万4,000円の減額となっております。

これは、収集世帯の減少によりまして、し尿の収集運搬委託台数が減少したことや、地図検索システム更新費が減少したことなどによるものでございます。

次に、予算書の20ページ中段の徴収費をご覧願います。

し尿処理手数料徴収事務に要する経費、合計659万6,000円を計上いたしており、対前年度比較で468万1,000円の減額となっております。

これは、し尿処理手数料に係る収納システムの改修費用及び機器更新費用が減少したことなどによるものでございます。

次に、予算書20ページ下段から21ページ上段のし尿処理費をご覧願います。

し尿処理費の総額は1億4,707万2,000円となり、対前年度比較では956万3,000円の増額となっております。これはクリーンピア沢の工場機械修繕料及び各種委託料の増などによるものでございます。

ここで、概要書の22ページ、上の表をご覧願います。

ここでは、過去5年間のし尿及び浄化槽汚泥の搬入実績と令和7年度、8年度の推計量をお示ししております。令和8年度の処理計画では、2万2,812kℓのし尿及び浄化槽汚泥を処理する予定でございます。

なお、全体搬入量は、令和2年度実績のおよそ7割に減少する見込みでございます。

続きまして、ごみ関係経費のご説明を申し上げます。

予算書にお戻りいただきまして、21ページ中段から22ページ上段のごみ焼却費をご覧願います。

ごみ焼却費の総額は17億9,312万2,000円となり、クリーン21長谷山の薬品代、修繕料の減などの一方、光熱水費、委託料、工事費などの増などの影響によりまして、対前年度比較では3,034万5,000円の増額となっております。

ごみ焼却費の内訳につきましては、概要書の3ページをご覧願います。

表2、上の表の中ほど、ごみ焼却費の欄に記載しておりますとおり、クリーン21長谷山に要する経費として13億2,657万1,000円、クリーンパーク折居に要する経費といたしまして4億6,655万1,000円を計上いたしております。

次に、予算書にお戻りいただきまして、22ページ中段のごみ中継費をご覧願います。

ごみ中継施設の維持管理を含む運営委託料に加え、ごみ中継車両の維持管理経費など、総額1億1,625万5,000円を計上いたしております。

令和8年度は、設備機器類の点検整備内容の変動を受け、運営委託料が減少す

ることなどから、前年度比較で398万4,000円の減額となっております。

次に、予算書22ページ下段から23ページのリサイクル費をご覧ください。

缶、瓶、ペットボトル、プラスチック製容器包装等の資源化業務委託に要する経費などを計上いたしております。

リサイクル費の総額は4億5,738万8,000円となっており、対前年度比較で1億2,707万1,000円の増額となっております。

ここで、概要書の28ページをご覧ください。

令和8年度から、100%プラスチック使用の製品廃棄物とプラスチック製容器包装をプラスチック資源として一括回収することとしており、このプラスチック製品廃棄物の再商品化委託費用2,440万6,000円のほか、プラスチック資源ピットの火災対策工事に係る費用7,691万円を計上いたしております。

次に、予算書23ページ下段から24ページのごみ破碎費をご覧ください。

リサイクルセンター長谷山における破碎・選別処理に必要な運転経費のほか、破碎廃棄物の運搬及び処分委託料、施設改修整備工事費など、総額2億8,273万3,000円を計上いたしております。

令和8年度は、消耗品費や修繕料、定期点検整備工事費の減などにより、対前年度比較で1,538万3,000円の減額となっております。

次に、予算書24ページ下段から25ページのごみ埋立費をご覧ください。

ごみ埋立費は、グリーンヒル三郷山及び奥山埋立処分地・排水処理施設の維持管理費、大阪湾広域廃棄物埋立処分地整備事業負担金などでございまして、合計で1億4,088万9,000円を計上いたしており、対前年度比較では3,983万9,000円の増額となっております。

これは、グリーンヒル三郷山及び奥山埋立処分地の老朽化設備の修繕料、各種委託料が増加したことのほか、新たな埋立処分地に係る処理方式検討経費が増加したことなどによるものでございます。

なお、概要書の29ページに、グリーンヒル三郷山の埋立処分実績や奥山埋立処分地の現状と課題について記載しております。

奥山埋立処分地につきましては、最終処分場の廃止基準のうち、浸出水の水質及び埋立ガスの発生の2項目が課題となっておりますが、浸出水につきましては、令和6年度に排水基準値の見直しを行い、現在は廃止基準を満たしております。令和8年度も引き続き廃止に向け、埋立ガスに係るモニタリング調査のほか、ガス抜き管の増設に向け、準備を進めることとしております。

最後に、予算書にお戻りいただきまして、25ページ下段のクリーン21長谷山長寿命化事業費をご覧ください。

クリーン21長谷山では、令和5年度からクリーン21長谷山長寿命化総合計画に基づく基幹的設備改良工事を継続しており、令和8年度につきましては、基幹的設備改良工事費や設計施工監理委託料、事務経費など、総額14億7,102万8,000円を計上いたしております。

概要書の27ページをご覧ください。

工事4年目となります令和8年度は、令和7年度に引き続き、排ガス処理設備、灰出し設備の更新を行うとともに、新たに通風設備の更新等を計画しております。

衛生費関係の説明は以上でございます。よろしくご審査いただきますようお願い

いたします。

○**本城隆志委員長** これより、衛生費の審査に入ります。

質疑はございませんか。

谷田委員。

○**谷田健治委員** 概要書の29ページです。最終処分場の状況のところ、処理水  
のことで質問します。

今、PFASの問題がここ数年、大きな環境問題になってきています。京都府も  
河川の調査とか、それから民間の井戸水の中にPFASが含まれているかどうか  
を検査しているという状況で、私が居住しております井手町でも、京都府の調査  
では民間のご家庭の、現在は使われてないんですけど、井戸水6か所からPFAS  
が検出されて、暴露が一番怖いわけですから、そのPFASの値が、国の暫定目  
標値が/ℓ当たり50ngになっているんですね。暫定目標値だから、その目標値の、  
先ほど言いました井戸水の中では3倍ぐらい出ているところもあるんです。また、  
実際に上水道の中のPFASの値を調べたら、ゼロではないんです。20ng/ℓ出  
ていたりしているんですね。

最終処分地からの処理水がそういうふう流されていくことに関わって、この  
PFAS汚染そのものについて、城南衛生管理組合がどのような今、認識をされ  
ているのかなということをまず伺いたいと思います。

○**本城隆志委員長** 野村専任副管理者。

○**野村賢治専任副管理者** 廃棄物処理を行います城南衛生管理組合におきましては、  
環境問題全般につきまして関心を持ち、その状況把握も行っているところでござ  
います。

PFASにつきましても動向は注視しておりますけれども、当組合としまして  
は、最も重要なことは、法律や法令で定める基準に従って適切に廃棄物処理を行  
うことというふうに認識しております。

○**本城隆志委員長** 谷田委員。

○**谷田健治委員** 認識については分かるんですが、今までこれは水道水に関しては、  
50ng/ℓがいわゆる暫定目標値ということだったんですね。ところが、法律です  
か、変わって、基準値が今度からは、暫定目標値なので、4月から水道水の水質の  
検査でPFAS、それについては50ng/ℓ、50は一緒なんですけども、それが  
基準値というふうに、暫定じゃなくなるわけですね。

ですから、今おっしゃっていた答弁でいいますと、私も昨年の議事録をずっと  
見たんですけども、それと同じような答弁だなというふうに理解したんですが、  
4月以降、そういうふうに水道水については変わるわけですね。だから、基準を国  
がそういう50ng/ℓというふうに示してきていますので、当然それに基づいて、  
処理水についても基準をしっかり調べる必要があるのではないかなというふうに

私は認識しているんですが、その点についてはどうでしょうか。

○本城隆志委員長 野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 今ご紹介のありました水道水といいますのは、いわゆる飲み水についての基準でございまして、排水についての基準というのは一切ございません。そういう意味では、私どもは法令に従って処理をするというのが使命であるというふうに考えております。

○本城隆志委員長 谷田委員。

○谷田健治委員 処理水についてはそういう認識だということは分かりましたが、私自身が思いますのには、このPFASというのは自然界に存在しない物質ですから、当然、廃棄されたものの中から出ているというのがそれは当然そうだし、その場所をきちっと特定するというので、京都府も井戸の水を調べて、PFASが検出された場合、50ng以上がもし出た場合はその半径500メートルの井戸水をさらに調べているという状況で、広がっていつているというふうに認識しているんです。ですから、工業製品とかそういうものが最終処分されたその中から出ているということは完全には否定できないし、その可能性もあるわけですね。

環境問題は、やっぱり今言われているのは、予防原則といいますか、そのことが非常に大事で、そういうことがひょっとしたらあるかもしれないとか、そういうことをきちっと調べるのが非常に重要だというふうに考えています。

ですから、私の要望としては、やっぱり城南衛管も処理水については、各自治体でも出ているわけですから、PFASの問題、それはきちっと調べていくべきだということを要望して質問を終わります。

以上です。

○本城隆志委員長 大変重要な問題だと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ほかに質疑はございませんか。

中村委員。

○中村正公委員 何点かお聞きしたいと思います。

概要書の27ページで、クリーン21長谷山長寿命化事業についてですが、クリーン21長谷山の施設は、竣工が平成18年で、稼働から20年ということですかね。ごみ焼却施設の一般的な供用年数というのはおおむね20年から25年程度というふうに言われていますが、まず、この長寿命化事業費の総額62億円で、工事期間が令和5年度から9年度までの5か年ということになっています。

令和8年度事業費で14億7,089万8,000円、この内容を教えていただきたいのと、令和7年度に引き続き、排ガス処理設備、灰出しの設備の更新と新たに今、通風設備の更新等というふうになっています。この新たに行う通風設備の更新と、事業費14億7,089万8,000円のこの内容について教えてください。

○本城隆志委員長 池本施設部次長。

○池本篤史施設部次長 まず、通風設備からご説明させていただきます。

通風設備といいますと、一般的には換気を行う設備とされますが、ごみ焼却を行う廃棄物処理施設におきましては、焼却炉内の空気供給や排ガスの誘導を行う設備として重要な設備の1つとなっています。次年度に行う通風設備の更新につきましては、制御盤を含む誘引通風機を2台分更新することとなっております、焼却炉内で発生する排ガスを吸引し、煙突へ排出するために用いる直径約3メートルの大きなファンを回転させる送風機となっております。

続きまして、令和8年度の事業費の内訳につきましてでございますが、主な設備としましては、排ガス処理設備で約5億600万円、通風設備で約1億6,000万円、灰出し設備で約6億2,000万円となっております。

以上です。

○本城隆志委員長 中村委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。

延命化の目標年数が、費用対効果の大きい延命化期間が35年ということで令和23年まで稼働ということとなっておりますが、令和9年度で基幹的設備改良工事は終了しますが、工事後、稼働年数14年の中で、延命稼働させるには新たにどんな費用が発生するのでしょうか。

また、この改良工事後の延命稼働にはどのような注意が、新設ではないのでということも必要かと思うんですが、どんな注意が必要か。特別なそういう稼働の方法とか、そんなことがあったら教えてください。

○本城隆志委員長 池本施設部次長。

○池本篤史施設部次長 まずは長寿命化事業の方を適切に行ってまいりたいと思います。その後につきましては、これまで実施しておりますと同様に定期点検整備工事を行いまして、廃掃法に基づきます施設の維持管理、これに努めてまいりたいというふうに思っておりまして、各機器につきましてはそれぞれ適切に、性能が落ちないように確認しながら整備を行っていくというふうにさせていただいておりますので、そのあたりでご了承いただきたいと思います。

以上です。

○本城隆志委員長 中村委員。

○中村正公委員 延命稼働には、性能が落ちないように努力していくというそういう答えでいいのでしょうか。

長寿命化事業に使える交付金ですけども、どんなものがあるのか。多額の金額ですので、どんなものがあるのか、また、どんな交付金を使っているのか。また、

本事業に対して、交付金の割合というのは全体でどのぐらいになるのか教えてください。

○本城隆志委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 廃棄物処理施設の整備に関しましては、環境省の循環型社会形成推進交付金と、あと二酸化炭素排出抑制対策補助金がありまして、それぞれ、交付金の方は補助率3分の1、補助金の方は2分の1ということになっておりまして、今の基幹的設備改良工事は2分の1の補助金の方を使用しております。

○本城隆志委員長 中村委員。

○中村正公委員 こちらにも書いてありますが、新築工事と違って、関係官庁との協議というのは内容も違うと思うんですが、そういう協議、手続が大変であったと思いますが、そのあたりのことも教えてください。

○本城隆志委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 基幹的設備改良工事、いわゆる長寿命化の工事等を行うに当たりましては、新設を行った場合と延命化をした場合、どちらの方がより効率的かということ、長寿命化総合計画というものを立てまして、そちらの方で延命化をした方が有利だということを確認した上で補助金を頂けるということになっておりますので、そのあたりを国の方とやり取りさせていただきながら進めてきたところでございます。

○本城隆志委員長 中村委員。

○中村正公委員 長寿命化はありがとうございます。

次は、概要書でいったら29ページになりますが、先ほどもありました中の、僕の方は、グリーンヒル三郷山の要するに次期最終処分場の整備に係る処理方式等の比較検討についてという内容ですけども、これの比較検討委託料で1,064万1,000円が計上されています。

たしか令和5年度に今後の最終処分地の在り方について比較検討がなされ、新たな最終処分場が有利というふうに出されていたというふうに記憶しております。令和8年度は処理方式の比較検討を行うというふうになってはいますが、もう少し詳しい内容をお聞かせください。

○本城隆志委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 こちらの方は、常任委員会の方でも合同視察で所沢市の最新の最終処分場を見ていただきましたが、最終処分場の仕様検討に当たりましては、被覆型最終処分場と一般的なオープン型の最終処分場を、ランニングコストを含

めたコスト面であるとか、環境の影響等の検証が必要となりますので、その辺の比較の方を行いたいというふうに考えております。

○本城隆志委員長 中村委員。

○中村正公委員 私も視察に行かせていただきまして、次期最終処分場の研究目的でということで1月に所沢市に行って、所沢市の新しい最終処分場、これを見させていただいたわけですが、ここは屋根つきの被覆施設で、今おっしゃったような、排出される処理水が屋根がついているために非常に少なく、環境への影響が少なく、行ったところが住宅地の中に立地しているわけですが、そういう住宅地でも造れるというのが特徴だというふうに思います。

埋立容量、約あそこでは13万3,000m<sup>3</sup>というふうになっていたと思うので、説明では、私が間違いでなかったら15年ぐらいでいっぱいになるようなことをおっしゃっていたというふうに思いますが、城南衛管でいったら、もしあの規模で屋根つきの全天候型でいったら、何年ぐらいの稼働ができるんでしょうか。

○本城隆志委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 以前に在り方検討のところでは検討した結果でいいますと、大体24万m<sup>3</sup>の計画で15年程度ということにしておりましたので、仮に13年ということだと、半分ちょっと、10年弱ぐらいが可能ということになります。

こちらの方、屋根をつけても容量はもちろん大きくできると思いますので、今後のごみ減量も踏まえて、容量の方も、この委託の中である程度検討をしていきたいというふうに考えております。

○本城隆志委員長 中村委員。

○中村正公委員 前の三郷山がいっぱいになるということで次の次期のということで、場所の検討もあったというふうに思いますが、今度の検討の中にはそれも含まれるんでしょうか。

○本城隆志委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 比較検討の中では、実際に屋根つきのものと屋根のないものを比較いたしますので、まずは今の三郷山の隣接地、こちらの方を第一候補というふうにさせていただいておりますので、その中でまずは検討していきたいというふうに考えております。

○本城隆志委員長 中村委員。

○中村正公委員 前回の中では、三郷山の近くの山の中で構想しているということで、ここでは保安林の問題があったと思うんですが、保安林の解除が非常に難し

いんじゃないかというようなことがあったと思うんですが、その後、その保安林に対してはどのような認識でしょうか。

○本城隆志委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 保安林の方は京都府の関係機関とお話をさせていただいているところで、協議中ということになっております。  
以上です。

○本城隆志委員長 中村委員。

○中村正公委員 費用ですね。簡単でいいんですが、オープン型と屋根つきでは、同じ容積で費用的にはどのぐらいの規模、どのぐらい変わるか分かりますか。

○本城隆志委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 屋根つきの場合は、その地形であるとかによってその金額が大きく変わるというふうに聞いておりますので、現状ではどの程度の差が出るかというのは認識しておりません。  
以上です。

○本城隆志委員長 中村委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。

すみません、長々となり、もう1つ、1点違う問題ですけども、予算書で、21ページで大阪湾の広域廃棄物埋立処分地運搬及び処分委託についてですけども、運搬及び処分委託料が1億3,811万9,000円、この内容ですけども、これの内容はどんなものか教えてください。

○本城隆志委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 こちらの方は、委託料1億3,811万9,000円の方は、焼却施設から出る焼却灰等を大阪湾広域臨海環境整備センター、大阪湾センターの方で埋立てする処分委託料と大阪湾センターまで焼却灰等を運搬する運搬委託料の合計となっております。

令和8年度の焼却灰等の発生量は8,360トンを見込んでおりまして、1トン当たりの処分委託料が1万2,870円、税込みでございます。それと、運搬委託料が3,575円となっております。

また、大阪湾センターの方に搬入する場合は、センターが実施する搬入物のダイオキシン類等の抜取検査費用を負担するという必要がありますので、1施設当たり年間31万9,000円もこの処分委託料の方に含まれております。

以上です。

○本城隆志委員長 中村委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。

過去2回、5年ごとの委託契約だと思うんですが、令和3年、平成28年の入札の経過を見ますと、どちらも同じ業者と契約しています。

5年前、10年前の契約日は2月12日なんですけども、今回ももう決まっているんでしょうか。

○本城隆志委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 こちらの方は入札をさせていただいて、決まっております。

○本城隆志委員長 中村委員。

○中村正公委員 それでは、入札の委託先と契約額を教えてください。

○本城隆志委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 委託先の方は、今と同じ中央環境保全株式会社になります。

契約金額の方が、税込みになりますけれども、1トン当たり3,465円になっております。

○本城隆志委員長 中村委員。

○中村正公委員 5年前は1トン当たり2,500円、それが3,465円と、物価高騰の中でそういうふうなんだろうなというふうに思います。分かりました。

クリーンパーク折居とリサイクルセンター長谷山で貯留している焼却残渣、これを大阪湾の広域臨海、要するに大阪湾フェニックスセンター、今は堺基地へ持っていっていますかね。

これ、たしか2014年でしたか、城南衛管から出た廃棄物のダイオキシンの含有量が基準値を超えていたものがフェニックスセンターへ運び込まれたという、言ってしまうと、ばいじん不正搬入問題というんですか、運び込まれたとそういう問題がありました。この問題について、簡単でいいですので、私ら、内容が分かりませんので、内容と問題点を教えてください。

○本城隆志委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 クリーン21長谷山の方のばいじん処理物、こちらの方で、大阪湾センターの方に搬入している廃棄物がセンターの抜取調査の結果、ダイオキシン類が基準値を超過していたというのが発覚いたしまして、センターの一時搬入停止の措置を受けております。

こちらの方の原因は、ばいじんは、ろ布の方で捕集いたしまして、捕集したものを薬剤処理して処理物として搬出をしているんですけども、このろ布の差圧の管理が十分にできていなかったことによりまして、ろ布に長年蓄積したばいじん、こちらの方にダイオキシンがちょっと多めにたまってしまいました。そうしたものが何かの拍子で一気に落ちて、少し濃度の高いばいじん処理物が出てしまったということでしたので、そのあたりの差圧の管理であるとかの対策を行わせていただいて、搬入の再開となったという内容でございます。

○本城隆志委員長 中村委員。

○中村正公委員 じゃ、今はそういう対策を取って、改善されているというふうなことでよろしいのでしょうか。

○本城隆志委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 対策の方をしっかりとさせていただいて、燃焼管理からそういう差圧の管理までしっかりしておりますので、大丈夫だと思っております。  
以上です。

○本城隆志委員長 中村委員。

○中村正公委員 前回のこれが分かったのは抜取検査ということですが、その搬入前の検査というのは、どのようにどこがやっているのか教えてください。

○本城隆志委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 基本的には、ダイオキシンの検査というのは法令で年1回というふうに定められておりますので、以前は年1回の測定を行いまして、その結果をお示しした上で大阪湾センターさんと契約するという流れでしたが、その事案以降、年4回の検査を義務づけられておりまして、年4回の検査を実施しております。

令和7年度からは、その4回の検査もセンターの方で実施するというふうに制度も変わりましたので、先ほど言いました31万9,000円という委託料をお支払いして、センターの方で検査をしていただいているということでございます。

○本城隆志委員長 中村委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。

やっぱり大変な大きな問題なので、対策は取れているということですが、そういう管理に対しては検査等を十分にやっていただいて、ちゃんとやっていただきたいというふうに述べて終わります。ありがとうございます。

○本城隆志委員長 次の質疑はございませんか。

坂本委員。

○坂本優子委員 かぶらないように質問したいと思うんですが、衛生費の関係でいえば、職員給が上がったりとか、物価高騰の関係でいろんな費用が上がったりとか、いろいろとあるんですけども、長谷山の長寿命化も大体めどがついてきてということであるんですけど、先ほど、23ページのごみ破碎費のところでは1,538万3,000円が減になっていて、その説明をしていただいたんですが、もう一度ちょっと説明をお願いできますか。

○本城隆志委員長 山本総務部長。

○山本晃治総務部長 先ほど説明させていただきましたのは、23ページのところでございますけれども、リサイクルセンター長谷山における破碎・選別処理に必要な運転経費のほか、破碎廃棄物の運搬及び処分委託料、施設改修整備工事費など、総額2億8,273万3,000円を計上いたしております。令和8年度は、消耗品費や修繕料、定期点検整備工事費の減などにより、対前年度比較で1,538万3,000円の減額となっておりますという説明をさせていただきました。

○本城隆志委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 ありがとうございます。

それで、衛生費というか、し尿処理にしてもごみの処理にしても、衛管の基本的な基幹の事業なわけなんですけども、総じてペットボトルというのが回収の収益とかのところでは例年どおりあるわけなんですけど、減にはなっていないんですけども、考えたら、自動販売機の設置数というのが一番多いのが世界でアメリカというらしいんですけども、人口比とか国土の面積からいえば、もう断トツに日本が多いんですよ。ちょっと行ったら自動販売機があつて、こういう国は、世界ではもう日本が断トツに多い。そういうことになっているんですけども、この破碎にしても回収にしてもリサイクルにしてもその経費がかかってくるところで、私たちには便利だけでも、自動販売機があることによって温暖化対策にも逆行しているし、1台がもう1軒の1年間の電気代に匹敵するぐらいのエネルギーを使うんですよ。

そういうことをいろいろ考えたら、やっぱり今、個人の営業活動とはいえ、非常にそれを処理している衛管のところの業務、その費用、根本的なところで、非常に問題があるなというふうに思うんですよ。この間も言いましたけども、海洋生物なんかにも非常に大きな影響を与えているプラスチック製品、ペットボトルの製品なんですけども、やっぱりそういうことを考えたら、ここを何とかちょっと国の方においてちゃんと規制をしていただくというような、そういうことにならないのかなと。そうでないと、これがずっと衛管の業務そのものを根本的に脅かしているというか、そういうことにもなってくるので、いかがかなというふうに思っております。その点についての見解を頂きたいなということをお願いします。

もう1点ですけども、ついでに言いますと、概要書の18ページなんですけども、それぞれの工場運転民間委託状況というので、令和8年度においても継続でずっと委託をされているんですけども、これ、それぞれの委託事業者の名前と、委託期間はこれ、分かりますよね。それぞれのところをちょっと教えていただけるでしょうか。

○本城隆志委員長 野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 1つ目のご質問でございますけれども、国に対してそういったことを要望するというのは、経済産業省なり環境省なりそれぞれある中で、私どもがすべきことではないと思いますが、ただ今、この環境ふれあいひろばの1階に「捨てない暮らし展」というのを開催しております、自分たちの生活の中でごみを出さない暮らし、今、委員から紹介ありましたように、ペットボトルも必要などときにはやっぱり必要です。ただ、多過ぎると確かに問題になりますので、ライフスタイルとして、なるべくごみを出さない生活はどういったのがいいんだろうという提案をこの1階でさせてもらっています。

私どもができるのはそういう、それぞれにおいて、どういうエコなライフスタイルがいいのかというのを考えてもらうというのが私どもの役割なのかなというふうに考えております。

○本城隆志委員長 川島施設部長。

○川島修啓施設部長 それでは、概要書18ページ、工場運転民間委託状況、施設名の順にご説明をさせていただきます。

まず、クリーンピア沢ですけども、こちらは東伸エンジニアリング株式会社さん。2番目のクリーンパーク折居ですけども、城南環境テクノロジー株式会社さん。3番目です。沢中継施設、こちらが新明和工業株式会社さん。続きまして、エコ・ポート長谷山です。こちらが株式会社アクスさん。続きまして、クリーン21長谷山、カナデビア環境サービス株式会社さん。最後になりますけども、リサイクルセンター長谷山、極東サービスエンジニアリング株式会社さん。

以上でございます。

○本城隆志委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 ありがとうございます。

それぞれ、やっぱり何者か入札されたと思うんですけども、落札率とか、そこまで今この場で聞いて大変かもしれませんが、もし答えられる分だったら答えていただきたい。何者入札されて、落札率というのは何ぼぐらいやったんかと、競争性が保たれていたのかというところでちょっとお聞きしたいなと思っているんですけど。

○本城隆志委員長 川島施設部長。

○川島修啓施設部長 申し訳ございません、直近3件ぐらいでもよろしいですか。

過去においては、入札につきましては価格競争という形で行っておったんですけども、最近の契約状況につきましては、運転業務委託企業さんの選定、契約に当たっては、そういう価格競争じゃなしに技術力審査ということで、公募型の総合評価方式であるとかプロポーザル方式、この方法によって手続をさせていただいておりました。

最近ですと、18ページが一番上のクリーンピア沢、それと下から3つ目のエコ・ポート長谷山なんですけども、こちらを令和6年度からということで、令和5年度にプロポーザル方式で審査をさせていただきました。公募型で一定期間を置いてさせていただいたんですけども、結果的に入札応募していただいた企業は1者ということで、結果的には1者入札という形になったんですけども、一般公募という形で実施をさせていただきました。

○本城隆志委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 ありがとうございます。

専門的な業界で、やっぱり寡占化されていっているかなというふうなのをすごく思ったりもしているんですよ。金額がかなり大きいので、競争がなくて寡占化されていったら、業者にとってはすごくうまい話やなというふうにも思うんですけど、健全に入札されているというふうには思っております。その点についてはそういうことです。

それと、さっき最初に自動販売機のことを言いましたけど、衛管の方にそのことを求めるのは、どだいちょっとステージがちゃうのかなというふうには、そのとおりだと思います。

ただ、本当にちょっと考えて、一生懸命温暖化対策とかそういうことについても取り組んでいただいているところを考えると、やっぱりこっちでどんどん出して、こっちでその処分をしてということをはんまにやっていることがすごくおかしいじゃないですか。やっぱりその出るところをちゃんと規制して、なるべく出ないように、それでも人間生活の中でごみは絶対出るわけですから、それをどういうふうにも有効に活用して無駄遣いしないようにやっていくかって、それはもう将来の子供たちにとっては環境のいい地球を残していくと、そういうことにつながっていくので、考えていかなあかなということを非常に思って質問させていただいたんですけど、どうもありがとうございます。

以上です。

○本城隆志委員長 ほかの方、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○本城隆志委員長 ほかに質疑はないようですので、以上で衛生費についての質疑を終了いたします。

## [歳入全款]

○本城隆志委員長 次に、歳入全款についての説明を求めます。

山本総務部長。

○山本晃治総務部長 それでは、続きまして、歳入全款についてご説明申し上げます。

まず、分担金及び負担金でございます。

予算書8ページ及び9ページをご覧ください。

分担金及び負担金は、3市3町からの市町分担金として、9ページの表の下段の合計欄の一番右の計でございますが、し尿分担金5億4,121万円、ごみ分担金32億7,146万7,000円、合計38億1,267万7,000円を計上いたしております。

次に、概要書の15ページをご覧ください。

ここでは、事業費及び分担金の推移を記載いたしております。棒グラフでお示ししておりますのが事業費、折れ線グラフでお示ししておりますのが分担金の推移でございます。

グラフのとおり、これまでも建設事業の実施や団塊の世代の退職者数の増加に伴い、歳出総額が増加する中でも、市町分担金につきましては、負担の平準化に最大限努めてまいりました。

令和8年度につきましても、物価及び人件費高騰の影響で各種経費の増加が見込まれますが、歳入面では、国庫支出金や起債等の特定財源や財産収入、廃棄物発電収入等の分担金以外の財源の確保に努め、また、歳出面では、各事業の実施年度の精査や工事等の実施方法の見直し、再検討などを積み重ねまして、費用の低減と平準化に努めた予算といたしました結果、市町分担金当初予算額は38億1,267万7,000円となっております。

構成市町の分担金の状況につきましては、概要書の11ページに詳細を記載しておりますので、ご覧おきます。

次に、予算書にお戻りいただきまして、10ページ上段及び中段の使用料及び手数料をご覧ください。

使用料では、行政財産使用料として、鉄塔敷や職員駐車場等の用地使用料111万円を、手数料では、衛生手数料として5億9,944万4,000円を計上いたしております。

概要書の12ページをご覧ください。

し尿処理手数料は、下水道の普及によりまして、し尿収集世帯は前年度比較8%減となる1,945世帯に減少するものと見込んでおり、引き続き減少が続いております。

また、浄化槽汚泥手数料につきましても、前年度量比較で241kℓ、1.5%の減少を見込んでおります。

ごみ処理手数料につきましては、ごみ及び剪定枝の搬入量の減少の一方で、手数料改定を反映し、対前年度比較で1億6,850万9,000円、46.7%の増

額の見込みとなっております。

概要書12ページの一番上に四角で囲んでおりますが、これら清掃手数料に行政財産使用料を加えた合計では6億55万4,000円で、対前年度比較1億6,407万円の増額となっております。

次に、国庫支出金でございます。

概要書12ページの下段をご覧ください。

クリーン21長谷山長寿命化事業に、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金として7億3,327万円を計上いたしております。なお、交付金の交付率は、交付対象事業費の2分の1となっております。

次に、予算書にお戻りいただきまして、11ページ上段及び中段の財産収入をご覧ください。

財産運用収入では、財政調整基金の運用収入87万9,000円を計上いたしております。

次に、財産売払収入では、資源化物の売払収入等、合計1億7,022万円を計上いたしております。

資源化物等の売払収入の明細につきましては、概要書13ページの下表をご覧ください。

資源化物の数量及び売却単価の増減などにより、前年度比較で、右下に記載しておりますとおり343万4,000円の減額となっております。

次に、諸収入でございます。

概要書14ページ上段をご覧ください。

組合預金利子として、歳計現金等の運用利子163万7,000円を計上し、雑入としてクリーン21長谷山及びクリーンパーク折居の廃棄物発電収入など、1億9,119万7,000円を計上いたしております。

廃棄物発電の売電量の減などにより、諸収入の総額で前年度比較675万4,000円減の1億9,283万4,000円を計上いたしております。

最後に、組合債でございますが、概要書14ページ下段をご覧ください。

令和8年度は、クリーン21長谷山長寿命化事業に充当する財源として6億6,310万円、リサイクルセンター長谷山のプラスチック資源ピット自動消火システム設置工事に充当する財源として5,760万円、グリーンヒル三郷山の屋外照明改修に充当する財源として220万円、総額7億2,290万円の借入を計上いたしており、うち220万円につきましては、脱炭素化推進事業債を利用した借入を行うこととしております。

歳入全款の説明は以上でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

なお、予算書38、39ページに債務負担行為に関する調書、40ページに組合債の現在高見込額に関する調書、41ページには令和8年度市町分担金負担率表を添付しておりますので、ご覧おきます。

説明は以上でございます。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○本城隆志委員長 ありがとうございます。

これより歳入全款の審査に入ります。

並木委員。

○並木英仁委員 質問させていただきます。

まず、私の方は、この組合の運営ということで、経営で言ったらどういうふうに黒字を出していく、黒字というのはおかしいですけど、赤字を出さないか、負担金を減らしていけるかということも含めてお聞きをしたいというふうに思います。

冒頭の議会費等のところで坂本委員が人口とごみの排出量の件で質問されて、恐らくというか、もうほぼ確実に人口も減っていく、ごみの排出量も減っていくということで、処理場自体は逆に、今度はコストがこれから物価高等で上がっていくという形になるかと思えます。

このたび、3市3町以外のし尿等回収処分ということで、そこで少しプラスの収益も出てくるかとは思いますが、今後、人口減少も含めて、この組合の施設を維持していくために、そういう今回は3市3町以外のところからのし尿処理を受けるということをしたりとかしてはいたけども、そのほかに何かプラスになっていくような事業の見込みとか取組というのは現状あるのかどうか、それを教えていただけますか。

○本城隆志委員長 野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 ごみの減少が進みましても、なかなか、個別の経費で少なくなるものはありますけれども、人件費ですとか施設の運営ですとか、そういう意味ではあんまり経費は変わってこないということで、ごみが減る分だけ逆にコストがかかってしまうというのがございますので、何をすれば効率的にできるかというのは非常に難しいんでございますけれども、ただ、そうはいいましても、世の中のごみの処理の流れも変わってきておりますので、私ども、将来的に考えていかなければならないと思っておりますのは、今までは、ごみは燃やして埋め立てるというのが大きな流れでした。これを視察等々も行きながら、将来的には、例えばもう燃やさないガスに換えるですとか、活用していく、有機物でしたらそれができますので、そういったことも今後は検討していかなんかなというふうにも思っていますし、それともう1つは、ごみが将来的に大きく減りましたら、例えば今2基稼働しております焼却施設、これが2基も要らないのではないかということも議論ができるかもしれませんので、ごみを減らすこと自体は当然進めていかなんことだと思っておりますけれども、どれぐらいを目指して、そして、それ以外に今、燃やす、埋め立てるという以外に何ができるのかということを考えていかなければならないと。

ただ、その前提では、今リサイクルしているものについては、なるべく収入になるようにうまくリサイクルするということが模索していかなければならないと思っておりますので、全国の動きですとか他の団体の取組なども参考にしながら、どうすればごみを減らす、リサイクルができるということを考えていけたらなというふうに考えております。

以上です。

○本城隆志委員長 並木委員。

○並木英仁委員 ありがとうございます。

私も同じ考えで、先ほどペットボトルのお話も出ていたんですけど、今現状、ペットボトルもそのメーカーさんに売るといふか、リサイクルとして売っていくということで利益を上げるということも可能かと思えますし、既に缶等もそういうことが行われて、ある程度の金額は出していますので、また今回プラスチックの一括回収とかになってきたら、そのプラスチックもうまく利用していければなどというふうにも思います。

そこで、そのプラスチックの一括回収で、今回、消火設備を設置していただきました。概要書の載っていた部分があったと思うんですけど、28ページですね。このシステムで、プラスチックを再度リサイクルしていくという観点で、いざ火事になってこの消火剤をプラスチックに浴びせた場合、それがリサイクルに適用できるのかどうか、それについてお教えいただけますか。

○本城隆志委員長 山内施設部次長。

○山内皇太郎施設部次長 ただ今のご質問ですが、泡消火剤というものを今回、導入を計画しております。この泡消火剤というのは、熱源、炎等の火災の原因物となるところに泡消火剤を吹きかけることにより酸欠状態にし、広がりを防ぐというものとなります。

これを今後、容リ協会の方に、今でしたらプラスチック製容器包装全量と、プラスチック一括回収が始まると、プラ製品も併せて容リ協会の方に排出することとなります。火災が起こった場合の消火剤がついた廃棄物、そちらについてはリサイクルに適さないということとなっていますので、燃え広がったもの、また消火剤のついたところは不適物として排出します。それ以外は、製品として出しても問題はないという確認を終えております。

以上です。

○本城隆志委員長 並木委員。

○並木英仁委員 ありがとうございます。

せつかくの、言ってみたら組合の資産、ごみといっても資産なので、そこをしっかりと守っていただいて、それをしっかりと収益につながるように利用していただけたらというふうに思います。

それと、そういう形で今後、経営的といふか、厳しく、実際コストが上がっていったらなっていくと思うんですけど、将来的な分担金の変動の見込み、現状、今30億円から40億円で何とか維持してやっていただいているんですけども、今後、厳しい状況の中でそれを維持していけるのかどうかも含めて、将来的な見通しを最後に教えていただけますか。

○本城隆志委員長 馬淵総務課長。

○馬淵武志総務課長 先ほどもご説明させていただいたんですけども、今後の分担金の増加要因としまして、令和9年度以降、組合債の償還額が増加する見込みでありますし、加えて人件費についても上昇傾向にあるというところで、今後は分担金が増加する可能性があるというふうに考えておりますので、今後はちょっと40億円を超えるというような分担金になっていくということも考えております。

○本城隆志委員長 並木委員。

○並木英仁委員 上がっていくのは仕方がないと思うんですけども、先ほど言っていたように、新しい事業じゃないですけど、様々な全国的な取組も参考にしていただいて、少しでも分担金を減らしていけるように、ご努力の方、よろしくお願いいたします。

以上です。

○本城隆志委員長 ほかに質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○本城隆志委員長 ほかに質疑はございません。以上で歳入全款についての審査を終結いたします。

以上で項目ごとの審査を終了いたします。

#### [総括]

○本城隆志委員長 これより総括質疑を行います。  
質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○本城隆志委員長 ほかに質疑がないようですので、以上で総括質疑を終結いたします。

以上をもちまして、全ての審査を終了いたします。

#### [討論]

○本城隆志委員長 これより討論を行います。  
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○本城隆志委員長 討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

[採 決]

○本城隆志委員長 これより議案第4号を採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決するに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○本城隆志委員長 全員起立。

よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託をされました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会における委員長報告の作成については、正・副委員長にご一任をお願いしたいと思います。

また、不適切な言葉等がございましたら、委員長において精査させていただきますので、ご一任をお願いいたします。

予算特別委員会を閉会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、委員各位におかれましては、終始、熱心なご審査をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

理事者各位におかれましても、審査の円滑な運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。お礼を申し上げます。

また、併せて、田井副委員長のご協力によりまして、委員会が滞りなく運営できましたことを、ここに改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

本日で予算特別委員会の審査は全て終了したわけですが、改めまして、皆様に御礼を申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶といたします。どうも皆さん、ありがとうございました。

予算特別委員会を閉会するに当たりまして、管理者から発言の申出がございましたので、お受けいたします。

松村管理者、どうぞ。

○松村淳子管理者 予算特別委員会が閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶の方を申し上げます。

本城委員長、田井副委員長はじめ、委員各位におかれましては、ご熱心なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

そして、ただ今ご可決を賜り、厚く御礼の方を申し上げます。

本日の審査を通じまして委員各位から頂きましたご指導、ご意見をしっかりと念頭に置き、適正な予算執行に一層努め、効率的、効果的な組合運営をしてまいりたいと存じております。

また、組合事業の根幹でございます廃棄物の処理につきましては、安心安全な工場運営に万全を期しますとともに、引き続き、構成市町との連携を強め、管内の生活環境の向上と、さらなる循環型社会の構築に向けた組合の役割を果たしてまいりたいと存じます。

委員各位におかれましては、今後とも当組合行政へのより一層のご指導、ご鞭

撻を賜りますようお願い申し上げます。また、ご臨席を賜りました堀議長、澤田副議長に厚く御礼を申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○**本城隆志委員長** 以上をもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時49分 閉会

議案第1号

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部  
を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改  
正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和8年2月9日提出

城南衛生管理組合  
管理者 松村 淳子

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(案)

第1条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例(昭和37年城南衛生管理組合条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4及び5 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の4 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4及び5 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の4 略</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が</p>

改正後	現行
<p>支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
再任用	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600

短時間  
勤務職  
員以外  
の職員

3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800

32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	

61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
86	266,200	305,800	355,700	397,000			
87	266,500	306,100	356,100	397,400			
88	266,800	306,400	356,500	397,800			
89	267,100	306,700	356,700	398,100			

90	267, 400	307, 000	357, 100	398, 600			
91	267, 700	307, 300	357, 500	399, 000			
92	268, 000	307, 600	357, 900	399, 400			
93	268, 300	307, 800	358, 100	399, 700			
94		308, 000	358, 400				
95		308, 300	358, 800				
96		308, 700	359, 100				
97		308, 900	359, 400				
98		309, 200	359, 800				
99		309, 500	360, 200				
100		309, 900	360, 600				
101		310, 100	361, 100				
102		310, 400	361, 500				
103		310, 700	361, 900				
104		311, 000	362, 300				
105		311, 200	362, 800				
106		311, 500	363, 200				
107		311, 800	363, 500				
108		312, 100	363, 800				
109		312, 300	364, 200				
110		312, 600	364, 600				
111		313, 000	364, 900				
112		313, 300	365, 200				
113		313, 500	365, 700				
114		313, 700	366, 100				
115		314, 000	366, 400				
116		314, 400	366, 700				
117		314, 600	367, 200				
118		314, 800					

	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

第2条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用について</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用について</p>

改正後	現行
<p>は、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p>	<p>は、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p>
<p>4 及び 5 略 (勤勉手当)</p>	<p>4 及び 5 略 (勤勉手当)</p>
<p>第17条の4 略</p>	<p>第17条の4 略</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>
<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p>
<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定</p>	<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定</p>

改正後	現行
<p>年前再任用短時間勤務職員の勤  勉手当基礎額に <u>100分の51</u>  <u>.25</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>年前再任用短時間勤務職員の勤  勉手当基礎額に <u>100分の52</u>  <u>.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、令和7年4月1日から、同条の規定（給与条例第17条第2項及び第3項並びに第17条の4第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合（城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年城南衛生管理組合条例第1号）の規定により、第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合を含む。）には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

## 提案理由

令和7年人事院勧告を受けて国家公務員の給与改定状況等を勘案し本組合職員の給与の改定を行うため、本案を提案するものであります。

議案第2号

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和8年2月9日提出

城南衛生管理組合  
管理者 松村 淳子

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例（昭和48年城南衛生管理組合条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>（期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における在職期間の区分に応じて、一般職の職員の給与条例第17条第2項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における在職期間の区分に応じて、一般職の職員の給与条例第17条第2項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 略</p>

第2条 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>（期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における在職期間の区分に応じて、一般職の職員の給与条例第</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における在職期間の区分に応じて、一般職の職員の給与条</p>

改正後	現行
17条第2項に定める割合を乗じて得た額とする。	例第17条第2項に定める割合を乗じて得た額とする。
3及び4 略	3及び4 略

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 提案理由

一般職員の給与改定に準じ、期末手当支給月数について所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。

議案第5号

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和8年3月27日提出

城南衛生管理組合  
管理者 松村 淳子

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合  
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例（案）

（城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（昭和 3 7 年城南衛  
生管理組合条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に  
、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>（地域手当）</p> <p>第 9 条 地域手当の月額は、給料、 扶養手当及び管理職手当の月額 の合計額に<u>100分の8</u>を乗じて得 た額とする。</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第 1 0 条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲 げる職員の区分に応じ、当該各号 に定める額（定年前再任用短時間 勤務職員にあっては、支給単位期 間当たりの通勤回数を考慮して、 その額の範囲内において規則で定 める額）とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 自動車等を使用する職員 支給単位期間につき 7, 1 0 0 円（二輪自動車及び原動機付 自転車等の場合は 7 1 0 円）に 規則で定める職員の区分に応じ</p>	<p>（地域手当）</p> <p>第 9 条 地域手当の月額は、給料、 扶養手当及び管理職手当の月額 の合計額に<u>100分の7</u>を乗じて得 た額とする。</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第 1 0 条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲 げる職員の区分に応じ、当該各号 に定める額（定年前再任用短時間 勤務職員にあっては、支給単位期 間当たりの通勤回数を考慮して、 その額の範囲内において規則で定 める額）とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 自動車等を使用する職員 支給単位期間につき 7, 1 0 0 円（二輪自動車及び原動機付 自転車等の場合は 7 1 0 円）に 規則で定める職員の区分に応じ</p>

改正後	現行
<p>て、通勤距離が片道1キロメートルごとに550円以内（二輪自動車及び原動機付自転車等の場合は280円以内）、<u>100キロメートル</u>までを限度にして加算した額</p> <p>(3) 略</p>	<p>て、通勤距離が片道1キロメートルごとに550円以内（二輪自動車及び原動機付自転車等の場合は280円以内）、<u>50キロメートル</u>までを限度にして加算した額</p> <p>(3) 略</p>

(城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年城南衛生管理組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(給料及び報酬)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、日額又は時間額とし、次の各号の規定により定められた額とする。</p> <p>(1) 日額 前3条の規定に基づき定められた額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日の勤務時間を7.75で除して得た数を乗じ、その額に<u>100分の8</u>を乗じて得た</p>	<p>(給料及び報酬)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、日額又は時間額とし、次の各号の規定により定められた額とする。</p> <p>(1) 日額 前3条の規定に基づき定められた額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日の勤務時間を7.75で除して得た数を乗じ、その額に<u>100分の7</u>を乗じて得た</p>

改正後	現行
額を加算した額 (2) 時間額 前3条の規定に基づき定められた額を162.75で除して得た額に <u>100分の8</u> を乗じて得た額を加算した額	額を加算した額 (2) 時間額 前3条の規定に基づき定められた額を162.75で除して得た額に <u>100分の7</u> を乗じて得た額を加算した額

附 則

(施行期日)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 提案理由

令和7年人事院勧告に準じ所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。

議案第6号

城南衛生管理組合職員旅費条例の全部改正について

城南衛生管理組合職員旅費条例の全部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和8年3月27日提出

城南衛生管理組合  
管理者 松村 淳子

## 城南衛生管理組合職員旅費条例（案）

城南衛生管理組合職員旅費条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第3号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、公務のため旅行する本組合の職員及び職員以外の者（以下「職員等」という。）に対し支給する旅費の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに経費の適正な支出を図ることを目的とする。

2 本組合が職員等に対し支給する旅費に関しては、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

（2） 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。

（3） 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その職員の住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

（4） 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。

（5） 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(6) 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

(7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合（新たに採用された職員のその採用に伴う移転のための赴任にあつては、規則で定める場合に限る。）には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったことその他これらに準じるものとして規則で定める事由により退職等となったときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が組合の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

- 5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他組合費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。
- 6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

（1） 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

（2） 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたが、その変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

（旅費の請求手続）

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な資料を添えて、これを管理者又はその委任を受けた者（以下「支出命令権者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額

の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令権者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項は、管理者が別に定める。また、前項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（管理者が特に必要があると認める場合に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（管理者が特に必要があると認める場合に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、次の各号に定める額とする。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃の額

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃の額

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃の額

3 前項第1号及び第2号の規定に該当する場合には、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第

1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、移動に要する費用の算定ができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項ただし書の場合において、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額(以下「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあつては5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(外国旅行の旅費)

第19条 外国旅行の場合における旅費の種類及び支給方法は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）を準用し、管理者が別に定める。

(同一地域内旅行の転居費等)

第20条 同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。）内における旅行については、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第22条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第23条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、一般職（管理者が必要と認める場合にあっては、特別職）に相当する額とする。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条各

号、第10条第1項各号、第11条各号及び第12条第1項各号に規定する各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第25条 旅行命令権者は、旅行者が組合以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、管理者に協議して定める旅費を支給することができる。

（旅費の特例）

第26条 特別職の職員に一般職の職員が同行する場合において、旅行命令権者が必要と認めたときは、特別職と同額の旅費を支給することができる。ただし、管理者以外の旅行命令権者にあつては、管理者と協議してこれを行うものとする。

（旅費の返納）

第27条 支出命令権者は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のために必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の城南衛生管理組合職員旅費条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に城南衛生管理組合職員旅費条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第3号。以下「旧条例」という。）第2条の規定により旅行命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第2条の規定により旅行命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1項第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第27条の規定は、新条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

## 提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に準じ、所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。

議案第7号

城南衛生管理組合職員旅費条例の施行に伴う関係  
条例の整備等に関する条例を制定するについて

城南衛生管理組合職員旅費条例の施行に伴う関係条例  
の整備等に関する条例を、次のとおり定めるものとする  
。

令和8年3月27日提出

城南衛生管理組合  
管理者 松村 淳子

城南衛生管理組合職員旅費条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）

（城南衛生管理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第1条 城南衛生管理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>（費用弁償）</p> <p>第3条 議長、副議長及び議員が、議会開会中又は付議された事件を委員会が審査する場合において、これに出席したとき、その他の公務のため旅行したときは、費用弁償として城南衛生管理組合職員旅費条例（<u>令和8年城南衛生管理組合条例第 号</u>）の<u>規定により特別職の職員に支給される旅費に相当する額</u>を支給する。</p>	<p>（費用弁償）</p> <p>第3条 議長、副議長及び議員が、議会開会中又は付議された事件を委員会が審査する場合において、これに出席したとき、その他の公務のため旅行したときは、費用弁償として城南衛生管理組合職員旅費条例（<u>昭和37年城南衛生管理組合条例第3号</u>）の<u>適用を受ける職員</u>の例により1級に相当する旅費額を支給する。</p>

（特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(費用弁償)</p> <p>第2条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として<u>城南衛生管理組合職員旅費条例（令和8年城南衛生管理組合条例第 号）の規定により特別職の職員に支給される旅費に相当する額</u>を支給する。</p> <p><u>2</u> 前項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第2条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として<u>旅費</u>を支給する。</p> <p><u>2</u> 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。</p> <p><u>3</u> 前項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。</p>

別表を次のように改める。

別表（第1条、第3条関係）

区分	報酬額
(1) 議会の議員の中から選ばれた監査委員	日額 8,800円
(2) 知識経験者の中から選ばれた監査委員	日額 11,200円
(3) 公平委員会の委員長	日額 8,800円
(4) 同委員	日額 8,300円
(5) 公務災害補償認定委員会の委員長	日額 8,800円
(6) 同委員	日額 8,300円
(7) 公務災害補償審査会の会長	日額 8,800円
(8) 同委員	日額 8,300円

( 9 ) 城南衛生管理組合特別職報酬等 審議会の会長	日額 8, 8 0 0 円
( 1 0 ) 同委員	日額 8, 3 0 0 円
( 1 1 ) 城南衛生管理組合事業行財政 改革審議会の委員長	日額 1 1, 0 0 0 円
( 1 2 ) 同委員	日額 9, 4 0 0 円
( 1 3 ) 同専門委員	日額 1 3, 2 0 0 円
( 1 4 ) 城南衛生管理組合情報公開・ 個人情報保護審議会の会長	日額 1 1, 0 0 0 円
( 1 5 ) 同委員	日額 1 0, 0 0 0 円
( 1 6 ) 城南衛生管理組合行政不服審 査会の会長	日額 1 1, 0 0 0 円
( 1 7 ) 同委員	日額 1 0, 0 0 0 円

(管理者及び副管理者の給料に関する条例の一部改正)

第 3 条 管理者及び副管理者の給料に関する条例（昭和 3 7 年城南衛生管理組合条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
(規則への委任)	<p><u>(旅費)</u></p> <p><u>第 3 条 管理者及び副管理者が公務のため旅行したときは、その旅行について、旅費を支給する。</u></p> <p><u>2 前項の規定により支給する旅費の額は、城南衛生管理組合職員旅費条例（昭和 3 7 年城南衛生管理組合条例第 3 号）の定めるところによる。</u></p> <p>(規則への委任)</p>

改正後	現行
<u>第 3 条</u> 略	<u>第 4 条</u> 略

(城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部改正)

第 4 条 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例（昭和 4 8 年城南衛生管理組合条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
	<u>(旅費)</u> <u>第 8 条 専任副管理者の旅費は、管</u> <u>理者及び副管理者の給料に関する</u> <u>条例（昭和 3 7 年城南衛生管理組</u> <u>合条例第 6 号）第 3 条の規定に準</u> <u>ずる。</u>

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行に伴う経過措置については、城南衛生管理組合職員旅費条例（令和 8 年城南衛生管理組合条例第 号）附則第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

## 提案理由

城南衛生管理組合職員旅費条例の全部改正及び城南衛生管理組合職員旅費規則の新設に伴い、関係条例の該当箇所を新条例及び新規則に対応させるにあたり、所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。

議案第8号

城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和8年3月27日提出

城南衛生管理組合  
管理者 松村 淳子

城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する  
 条例の一部を改正する条例（案）

城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例  
 （平成14年城南衛生管理組合条例第9号）の一部を次のように改正す  
 る。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、  
 下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	現行
<p>（一般廃棄物処理手数料）</p> <p>第14条 一般廃棄物 <u>（組合市町の            地域から排出されるものに限る。            ）</u>の処理手数料は、次の各号に掲            げるところによる。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>2 略</p> <p>（浄化槽清掃業等の許可）</p> <p>第17条 略</p> <p>2 法第7条第1項又は第2項の規            定による一般廃棄物 <u>（浄化槽汚泥            に限る。第19条において同じ。            ）</u>の収集運搬業の許可を受けよう            とする者は、管理者の許可を受け            なければならない。</p> <p>3 及び 4 略</p>	<p>（一般廃棄物処理手数料）</p> <p>第14条 一般廃棄物の処理手数料            は、次の各号に掲げるところによ            る。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>2 略</p> <p>（浄化槽清掃業等の許可）</p> <p>第17条 略</p> <p>2 <u>前項の規定による浄化槽清掃業            の許可を受けたもので当該業務に            係る</u>法第7条第1項又は第2項の            規定による一般廃棄物の収集運搬            業の許可を受けようとする者は、            管理者の許可を受けなければなら            ない。</p> <p>3 及び 4 略</p>

改正後				現行			
(処理施設)				(処理施設)			
第20条 一般廃棄物を適正に処理するために、組合に次の処理施設を設置する。				第20条 一般廃棄物を適正に処理するために、組合に次の処理施設を設置する。			
名称		所在地	基準能力	名称		所在地	基準能力
略		略	略	略		略	略
リサイクルセンター 長谷山	粗大ごみ 処理施設	京都府城 陽市富野 長谷山1 の270	60 t ／日	リサイクルセンター 長谷山	粗大ごみ 処理施設	京都府城 陽市富野 長谷山1 の270	60 t ／日
	<u>プラスチック資源 化施設</u>	同	17 t ／日		<u>プラスチック製容 器包装資 源化施設</u>	同	17 t ／日
略		略	略	略		略	略

附 則

(施行期日)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 提案理由

処理施設の名称変更並びに組合管外のし尿及び浄化槽汚泥を受け入れるにあたり、所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。